

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3

第 1 号 (9月18日)

開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
同意第4号の上程、説明	9
承認第4号の上程、説明	10
議案第31号の上程、説明	10
議案第32号の上程、説明	11
議案第33号の上程、説明	12
議案第34号の上程、説明	13
議案第35号の上程、説明	14
議案第36号の上程、説明	15
議案第37号の上程、説明	16
認定第1号の上程、説明	17
認定第2号の上程、説明	19
認定第3号の上程、説明	21
認定第4号の上程、説明	22
認定第5号の上程、説明	23
報告第4号の上程、報告	24
報告第5号の上程、報告	25
報告第6号の上程、報告	25
散会の宣告	26

第 2 号 (9月19日)

開議、散会の日時	27
----------------	----

出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	27
事務局出席者	27
議事日程	28
開議の宣告	29
一般質問	29
平良嗣男議員	29
平良英勝議員	35
大城佐一議員	37
宮城辰徳議員	49
前田孝議員	51
散会の宣告	55

第 3 号（9月20日）

開議、散会の日時	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	57
事務局出席者	57
議事日程	58
開議の宣告	59
同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	59
承認第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	59
議案第31号の質疑、委員会付託	60
議案第32号の質疑、委員会付託	61
議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	61
議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	63
議案第37号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	63
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	64
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	66
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	66
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	67
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	68
諸般の報告	69
休会について	69

散会の宣告	69
第 4 号 (9月21日)	
開議、散会の日時	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	71
事務局出席者	71
議事日程	72
開議の宣告	73
議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	73
議案の訂正の申し出について	74
散会の宣告	75

第 5 号 (9月26日)	
開議、閉会の日時	77
出席議員	77
欠席議員	77
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	77
事務局出席者	77
議事日程	78
開議の宣告	80
決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	80
議案第31号及び議案第32号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	81
議案第33号～議案第37号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	83
認定第1号～認定第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	87
決議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	90
陳情第14号～陳情第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	91
意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	94
意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	95
意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	97
閉会の宣告	99
署名議員	99

平成24年第6回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成24年9月18日

会期9日間

閉会 平成24年9月26日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月18日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告3件
9月19日	水	本会議	午前10時	一般質問
9月20日	木	本会議	午前10時	同意第4号質疑・委員会付託省略 (即決) 承認第4号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第31号～第32号質疑・経済建設常任委員会付託 議案第33号～第37号質疑・予算審査特別委員会付託 認定第1号～第5号質疑・決算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第31号～第32号経済建設常任委員会 (説明～採決)
9月21日	金	委員会	午前10時	陳情第11号～第12号及び第14号～第16号総務常任委員会 (検討～採決)
			午後1時30分	議案第33号～第37号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時10分	議案第38号質疑・付託省略・採決
9月22日	土	休 会		
9月23日	日	休 会		
9月24日	月	委員会	午前10時	認定第1号～第5号決算審査特別委員会 (説明～検討)
9月25日	火	委員会	午前10時	災害関連現地視察

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月26日	水	委員会	午前10時	認定第1号～第5号決算審査特別委員会 (検討～採決)
		本会議	午後3時	議案第31号～第32号経済建設常任委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 議案第33号～第37号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 認定第1号～第5号決算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 陳情第11号～第12号及び第14号～第16号総務常任委員 会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決(閉会)

会期日数 9日間 本会議日数 5日間 委員会日数 5日間 休会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
11	平成24年7月9日	「若夏荘」「うるま荘」 「沖縄学生会館」の最大活 用を	NPO法人「もやい」 (重度知的障害者生活 寮) 最高齢相談役 糸数 昌信	総務常任委員会
12	平成24年8月3日	地球温暖化対策に関する 「地方財源を確保・充実す る仕組み」の構築を求める 意見書の採択について	全国森林環境税創設促 進議員連盟 会長 板垣 一徳	総務常任委員会
13	平成24年8月14日	地球社会建設決議に関する 陳情書	荒木 實	議員配布
14	平成24年8月24日	地方財政の充実・強化を求 める意見書の提出について	大宜味村職員労働組合 執行委員長 真喜志 亮	総務常任委員会
15	平成24年9月4日	「30人以下学級完全実現」 を求める陳情	沖縄県教職員組回国頭 支部 執行委員長 具志川 百々枝	総務常任委員会
16	平成24年9月4日	「幼稚園・就学前教育」準 義務教育化・無償化要請の 陳情	沖縄県教職員組回国頭 支部 執行委員長 具志川 百々枝	総務常任委員会

平成24年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成24年9月18日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成24年9月18日 午前10時00分)

散 会 (平成24年9月18日 午前11時20分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 宮 城 博 俊

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 一 道 教 育 長 友 寄 景 善

総務課参事兼
係 長 大 嶺 実 教 育 課 長 新 城 寛

財 務 課 長 山 城 文 子 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 一 道

住 民 福 祉 課 長 大 城 武 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

企 画 観 光 課 長 島 袋 幸 俊 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

産 業 振 興 課 長 兼
シークワサー振興室長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	同意 第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
6	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
7	議案 第31号	債権の放棄について	提案説明
8	議案 第32号	大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	提案説明
9	議案 第33号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	提案説明
10	議案 第34号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	提案説明
11	議案 第35号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
12	議案 第36号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
13	議案 第37号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	提案説明
14	認定 第1号	平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
15	認定 第2号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
16	認定 第3号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
17	認定 第4号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
18	認定 第5号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
19	報告 第4号	平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報告

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	報告 第 5 号	平成23年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
21	報告 第 6 号	平成23年度決算に基づく資金不足比率について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成24年第6回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番 前田 孝議員及び7番 安里重和議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの9日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月26日までの9日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。
村長から申し出がありました。これを許します。村長。
（島袋義久村長 登壇）
- 村長（島袋義久） おはようございます。平成24年第6回の大宜味村議会定例会開催に当たりまして、全議員の御出席のもと開会できますことに対しまして心から感謝を申し上げます。
それでは行政報告を行います。

まず最初に、一昨日の台風16号の被害等について概略を報告いたしたいと思います。昨日9月17日現在の状況でございますが、村道ののり面崩壊、あるいは路面崩壊、土砂堆積、倒木が11件ありました。応急処置により自助生活道路の確保をしております。謝名城作場線山頂付近と謝名城線田嘉里団地付近は大規模な修繕工事を必要とします。今後、災害事業対応等を検討いたします。農道林道も数カ所ののり面崩壊等がありました。応急処置により通行ができるようにしてあります。台風15号暴風雨による土砂災害現場では、再び土砂崩れにより国道58号を15時間通行止めされました。道路以外では、台風通過時の暴雨と大潮の満潮が重なって、高潮により大保で床上浸水8件等、床下浸水は村内全域で数10件、道路冠水、河川氾濫寸前等の裏山の斜面が崩れて車2台が埋まったり、敷地内への落石、家屋の半壊、施設破壊等、多くの被害が出ています。被災された方々にはお見舞いを申し上げます。先月末の台風15号や今回の16号の災害対応に対し、御尽力いただきました区長を初め、生活道路確保に迅速対応された村建設業者の会や多くの方々に感謝を申し上げます。今後とも国、県の支援を受けながら復旧に最善を尽くしていきたいと思っております。なお、被災状況やその対応等については、現在のもので、別紙で添付してございますのでお目通しをいただきたいと思っております。なお、これからまた追加が出てくるとは思いますが、それはその時点でまた御説明をしたいと思っております。災害については以上でございます。

なお、会議あるいは行事等の参加状況及び平成24年4月から8月31日までの入札結果につきましては、お手元にお配りのとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

これで行政報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎同意第4号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所 大宜味村字宮城1番地の2

氏名 前田 文孝

昭和27年4月23日生

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法第423条第3項の規定により、同意を求めます。

なお、履歴書を添付してございますので、御参照いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第4号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長か説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（金城 勇） 財務課長。

（山城文子財務課長 登壇）

- 財務課長（山城文子） おはようございます。専決処分について説明いたします。

平成24年8月25日から27日に襲来した台風15号の被害に伴い、早急に対処するため復旧費用を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしています。

それで詳しい内容については、説明資料の3ページに記載していますので、それをお目通し願いたいと思います。

以上で説明を終わります。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第31号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第7 議案第31号 債権の放棄についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第31号 債権の放棄について

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債権の内容 大宜味村特産品（シークワサー）加工施設使用料
155万1,900円。（平成21年度滞納繰越分）
- 2 債権放棄額 146万1,900円
- 3 債務者 大宜味村字根路銘39番地
合同会社大宜味シークワサー振興組合
代表社員 平良治男
- 4 放棄の理由 大宜味シークワサー振興組合解散のため

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味シークワサー振興組合解散に伴い、債権額155万1,900円のうち、146万1,900円が回収不能であるので、債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

- 議長（金城 勇） 産業振興課長兼シークワサー振興室長。
（宮城 豊産業振興課長兼シークワサー振興室長 登壇）
- 産業振興課長兼シークワサー振興室長（宮城 豊） 議案第31号 債権の放棄について補足説明をいたします。

大宜味村特産品シークワサー加工施設使用料の債権の放棄であります。滞納者である大宜味シークワサー振興組合は、平成19年11月29日に設立され、村から指定管理者として決定されました。しかしながら前委託業者と村で裁判となり、協定の締結は平成21年9月1日となりました。

村といたしましては、毎年度請求をいたしておりましたが、当組合は平成22年10月10日解散に至っております。その後、平成24年4月3日に大宜味シークワサー振興組合に対して、使用料の支払いをお願いしたところ、既に解散し実体がないので、法的にも支払う根拠がないと認識している。したがって支払うことはできないとの回答でした。村としては、村民感情を考慮すれば、最低でも資本金の9万円の支払いを再三にわたりお願いしたところ、支払う旨、回答がありました。

したがって155万1,900円のうち146万1,900円を回収不能と判断し、今議会への上程をいたしております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。また説明資料といたしまして、これまでの経緯、設立並びに解散の登記簿を添付してありますので、お目通しください。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第32号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第8 議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

使用区分により火葬場使用料を定める必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく申し上げます。

- 議長（金城 勇） 建設環境課長。
（山城 均建設環境課長 登壇）
- 建設環境課長（山城 均） それでは議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正

する条例について補足説明させていただきます。

現行の使用料区分に死産児及び手術肢体等身体の一部の付託分を新たに設ける必要があり、提案しています。

なお、説明資料に新旧対照表と近隣市町村火葬使用料を添付しております。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）

平成24年度大宜味村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,872万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,025万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明をいたします。

議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）の概要を説明します。

補正額は1億7,872万1,000円の増額であります。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

9款地方交付税9,606万9,000円の増で、普通交付税確定によるものであります。

13款国庫支出金1,593万2,000円の増で、主に民生費国庫負担金の増であります。

14款県支出金1,926万2,000円の増で、主に民生費県負担金、補助金、委託金とで980万7,000円の増、農林水産費県補助金945万5,000円の増であります。

17款繰入金2,400万円の減であります。財政調整基金取り崩しの減であります。

18款繰越金7,726万1,000円の増で、決算に伴う前年度繰越金の増であります。

20款村債618万2,000円の減で、臨時対策費の減であります。

以上が歳入の主な概要であります。

次に歳出の主な概要を説明いたします。予算書の3ページをお開きください。

2 款総務費880万2,000円の増であります。主に総務管理費において、一般管理費の委託料92万4,000円、単独工事請負費1,210万7,000円、備品購入費131万7,000円のそれぞれの増、企画費の基本設計等業務委託料542万円の減であります。

3 款民生費5,597万8,000円の増であります。主に社会福祉費において、社会福祉総務費の一心療護園敷地造成費助成金2,000万円、障害福祉費の重度心身障害者医療費150万円、支援費の障害福祉サービス費3,186万2,000円、児童措置費の児童手当システム保守管理料110万1,000円の増であります。

6 款農林水産業費695万9,000円の増であります。主に活性化センター管理費の委託料2件分、1,587万7,000円の増、工事請負費1,896万6,000円の減、戸別所得補償経営安定推進事業328万1,000円の増、新規就農総合支援事業549万2,000円の増であります。

7 款商工費1,001万5,000円の増、主に観光費の委託料926万7,000円の減、工事請負費1,939万8,000円の増であります。

8 款土木費49万円の増、主に道路維持費の修繕費40万円の増、住宅管理修繕費100万円の増、公共下水道費の繰出金100万円の減であります。

10 款教育費599万2,000円の増、主に学校管理費の中学校費の修繕費486万2,000円の増、文化財保護費の旧庁舎米寿祝い負担金20万円の増であります。

13 款諸支出金3,872万1,000円の増、財政調整基金費3,863万1,000円の増、中山間ふるさと農村活性化基金費9万円の増。

14 款予備費5,151万4,000円の増、交付金の増額によるものであります。

以上が歳出の主な内容です。

第2表地方債補正、限度額を9,668万6,000円から9,050万4,000円にしていきます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしく願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第34号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）平成24年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,689万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,338万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 議案第34号について説明をいたします。

平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

補正額は2,689万7,000円の増額となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書1ページをお開きください。

1 款国民健康保険税619万6,000円の減、4 款国庫支出金2,365万2,000円の減、5 款療養給付費交付金1,681万7,000円の増、6 款前期高齢者交付金285万4,000円の増、7 款県支出金99万3,000円の減、12 款繰越金3,806万7,000円の増、以上が歳入の主な概要でございます。

歳出の主な概要を説明いたします。予算書2ページをお開きください。

2 款保険給付費1,720万円の増、3 款後期高齢者支援金等419万2,000円の増、6 款介護納付金122万4,000円の減、7 款共同事業拠出金212万3,000円の減、8 款保健事業費46万4,000円の増、11 款諸支出金1,015万8,000円の増、12 款予備費178万円の減、以上が歳出の主な概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第35号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第35号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,486万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要を説明します。

今回の補正は、総額で381万6,000円の増額となっております。

歳入の概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

4款繰越金の確定により381万6,000円の増額です。

以上が歳入の概要です。

歳出の概要を説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

第1款簡易水道総務費390万2,000円の増額ですが、簡易水道一般管理費の増額によるものです。

4款予備費8万6,000円の減額ですが、管理水道一般管理費への充当によるものです。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第36号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）平成24年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,368万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要を説明いたします。

今回の補正は、総額で32万4,000円の増額となっております。

歳入の概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

3款繰入金100万円の減額ですが、繰越金の確定によるものであります。

4款繰越金132万4,000円の増額で、繰越金の確定によるものであります。

以上が歳入の概要です。

次に歳出の概要を説明します。予算書の2ページをお開きください。

1款公共下水道事業総務費25万7,000円の増額ですが、公共下水道一般管理費の増額及び予備費への

充当によるものです。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第37号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第13 議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）平成24年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,846万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明をいたします。

議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

補正額は、98万3,000円で増額補正であります。

歳入の概要を説明いたします。予算書1ページをお開きください。

5款繰越金98万3,000円の増であります。

以上が歳入の概要でございます。

歳出の概要を説明いたします。予算書2ページをお開きください。

4款予備費98万3,000円の増であります。

以上が歳出の概要でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第14 認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明に入ります前に、恐れ入りますけれども、数字と字句の訂正がありますので、訂正方よろしくお願ひいたします。32ページ、7款の執行率が「1.8.5%」となっておりますが、これは「1.8%」の間違いでございます。次に同じく32ページで、11款の林道災害復旧と書くべきところを「普及」になっていきますので、「復旧」に訂正方をよろしくお願ひいたします。

それでは認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

お手元の議案説明書、29ページ以降に読み上げ資料を準備してございますので、それを読み上げて説明にかえたいと思います。

内容説明の前に、今回の認定提案に至る経緯を簡単に御説明いたします。

平成24年8月8日に大宜味村会計管理者から村長あてに平成23年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出されました。

村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成24年9月5日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調書審査意見書の提出がありましたので、今議会に平成23年度の決算認定をお願いするところでございます。

よろしくお願ひをいたします。

それでは内容の概略を御説明したいと思います。

なお、この認定書の構成を簡単に御説明いたしますと、これは歳入歳出が主になっておりまして、まず歳入の内容は、決算書の6ページから22ページに記載してございます。

それから歳出の内容は、23ページから62ページに記載してございます。

その他、参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を63ページに掲載しております。

財産に関する調書を64ページから84ページに掲載しております。

そのほか、基金管理状況あるいは各課別の主要な成果表を添付しておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

決算書の63ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。この中で歳入総額27億5,824万5,482円、歳出総額25億9,663万6,446円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として3,434万8,000円がありまして、実質収支額は1億2,726万1,036円となっております。

歳入の概要を主な款で御説明いたします。決算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、調定額2億841万9,941円に対しまして、収入済額1億7,657万5,059円となり、収納率で対前年度4.3%減の84.7%となっております。なお、収入全体に対する割合は6.4%を占めております。不納欠損額については182万504円となっております。

2款地方譲与税ですが、調定額2,685万5,032円に対しまして、収入済額も同額となっております。

6款地方消費税交付金ですが、調定額2,311万8,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

9款地方交付税ですが、この地方交付税は、村財政の主要な財源となっております。調定額が14億5,907万6,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に対する交付税の割合は52.9%を占めております。

決算書の2ページをお開きください。

11款分担金及び負担金ですが、調定額1,412万8,180円に対しまして、収入済額1,377万8,610円となり、収納率97.5%となっております。

12款使用料及び手数料ですが、調定額5,269万1,962円に対しまして、収入済額4,241万1,013円となり、収納率で対前年度2.2%増の80.5%となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額1億9,399万2,353円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は7.0%となっております。

14款県支出金ですが、調定額1億5,193万7,492円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は5.5%となっております。

15款財産収入ですが、調定額8,964万6,410円に対しまして、収入済額4,242万7,243円となり、収納率47.3%となっております。

17款繰入金ですが、調定額1億5,527万2,000円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は5.6%となっております。

18款繰越金ですが、調定額1億7,129万3,513円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額2億495万7,181円に対しまして、収入済額1億1,185万8,591円となり、収納率で対前年度11.3%減の54.6%となっております。

決算書の3ページをお開きください。

20款村債ですが、調定額1億7,745万3,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定総額29億4,103万8,640円に対しまして、収入済額27億5,824万5,482円となり、収納率で対前年度1%減の93.8%となっております。

決算書の4ページをお開きください。

歳出の概要を御説明いたします。

1款議会費ですが、予算現額7,249万8,000円に対しまして、支出済額7,226万8,884円となっており、執行率99.7%となっております。

2款総務費ですが、予算現額5億2,202万円に対しまして、支出済額4億7,562万4,883円となってお

り、防災行政無線整備事業外2件の繰越事業がありまして、執行率は91.1%となっております。

3款民生費ですが、予算現額5億3,468万7,000円に対しまして、支出済額5億3,070万2,487円となっており、執行率が99.3%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額3億5,388万7,000円に対しまして、支出済額3億4,267万8,289円となっており、村立診療所及び医療施設の整備事業1件の繰越事業がありまして、執行率が96.8%となっております。

6款農林水産業費ですが、予算現額1億9,897万4,000円に対しまして、支出済額1億8,245万1,059円となっており、農業振興基本計画策定事業外2件の繰越事業がありまして、執行率が94.5%となっております。

7款商工費ですが、予算現額15億7,513万7,000円に対しまして、支出済額2,775万1,935円となっており、大宜味村企業支援施設整備事業外1件の繰越事業がありまして、執行率が1.8%となっております。

8款土木費ですが、予算現額1億2,956万6,000円に対しまして、支出済額1億2,837万197円となっており、執行率が99.1%となっております。

決算書の5ページをお開きください。

9款消防費ですが、予算現額1億5,003万2,000円に対しまして、支出済額1億4,529万9,979円となっており、執行率が96.8%となっております。

10款教育費ですが、予算現額2億5,014万1,000円に対しまして、支出済額2億4,635万3,312円となっており、執行率が98.5%となっております。

11款災害復旧費ですが、予算現額7,068万9,000円に対しまして、支出済額4,926万6,850円となっており、林道災害復旧事業1件の繰越事業がありまして、執行率が69.7%となっております。

12款公債費ですが、予算現額2億5,939万9,000円に対しまして、支出済額2億5,830万5,566円となっており、執行率が99.6%となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額1億4,150万7,000円に対しまして、支出済額1億3,756万3,000円となっており、執行率が97.2%となっております。

歳出予算現額の総額43億1,957万2,000円に対しまして、支出済額の総額25億9,663万6,446円となり、全体の執行率は60.1%となっております。なお、16億2,093万8,000円は翌年度繰越額となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第15 認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度大宜味村国民健康保険

特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年 9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 認定第2号について説明をいたします。

平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

決算書、19ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6億1,087万726円、歳出総額5億5,767万3,957円、歳入歳出差引額5,319万6,769円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書、1ページにお戻りください。

歳入の概要を御説明いたします。

1 款国民健康保険税ですが、調定額9,586万6,800円に対しまして、収入済額6,580万8,500円となり、収納率68.6%で、収入全体に占める割合は11.8%となっております。なお、292万8,400円を不納欠損としております。

4 款国庫支出金ですが、調定額2億420万6,814円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は36.6%となっております。

5 款療養給付費交付金ですが、調定額3,529万4,401円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は6.3%となっております。

6 款前期高齢者交付金ですが、調定額4,926万2,527円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は8.8%となっております。

7 款県支出金ですが、調定額3,236万1,534円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は5.8%となっております。

9 款共同事業交付金ですが、調定額8,402万3,845円に対しまして、収入額も同額となり、収入全体に占める割合は15.1%となっております。

11 款繰入金ですが、調定額6,407万1,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は11.5%となっております。

決算書、3ページをお開きください。

歳出の概要を御説明いたします。

1 款総務費ですが、予算現額318万5,000円に対しまして、支出済額343万2,563円となり、執行率は90%となっております。

2 款保険給付費ですが、予算現額3億7,575万1,000円に対しまして、支出済額3億4,024万7,041円となり、執行率は90.6%となっております。

3 款後期高齢者支援金等ですが、予算現額6,027万3,000円に対しまして、支出済額6,026万3,826円となっております。

6 款介護納付金ですが、予算現額3,822万7,000円に対しまして、支出済額3,816万3,497円となっております。

7款共同事業拠出金ですが、予算現額9,522万1,004円に対しまして、支出済額9,521万871円となっております。

決算書、4ページをお開きください。

歳出予算現額の総額6億1,098万2,000円に対しまして、支出済額の総額5億5,767万3,957円となり、全体の執行率は91.3%となっております。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時54分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時03分）

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第16 認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明に入る前に、字句の訂正をお願ひいたします。上から7行目の繰り越すべき財源として「1,000万円」が「1,000円」なのですが、「万」が入っておりますので、恐れ入りますが「万」の字の削除をお願ひいたします。

それでは説明をいたします。

認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

決算書の7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額2億8,530万1,899円、歳出総額2億8,048万5,606円、歳入歳出差引額481万6,293円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として1,000円、実質収支額は481万5,293円となっております。

それでは決算書、1ページにお戻りください。

歳入の概要を御説明いたします。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額6,205万7,610円に対しまして、収入済額6,107万377円となり、収納率は98.4%となっております。なお、収入全体に占める割合は21.4%となっております。

2 款国庫支出金ですが、調定額7,000万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は24.5%となっております。

3 款繰入金ですが、調定額9,394万4,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は32.9%となっております。

4 款繰越金ですが、調定額698万270円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は2.4%となっております。

5 款諸収入ですが、調定額1,830万7,252円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は6.4%となっております。

6 款村債ですが、調定額3,500万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は12.3%となっております。

決算書の2ページをお開きください。

歳出の概要を御説明いたします。

1 款簡易水道総務費ですが、予算現額1億99万6,000円に対しまして、支出済額9,275万6,544円となり、委託料及び工事請負費に繰り越しがありまして、執行率は91.8%となっております。

2 款簡易水道事業費ですが、予算現額1億751万円に対して、支出済額1億750万2,400円となり、執行率は100%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額8,105万7,000円に対しまして、支出済額8,022万6,662円となり、執行率は99.0%となっております。

歳出予算現額の総額2億9,148万7,000円に対しまして、支出済額の総額2億8,048万5,606円となり、全体の執行率は96.2%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会を担当課長から説明させたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第17 認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月18日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

決算書、7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額873万4,081円、歳出総額640万9,844円、歳入歳出差引額232万4,237円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書、1ページにお戻りください。

歳入の概要を御説明いたします。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額49万997円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は5.6%となっております。

3 款繰入金ですが、調定額727万1,000円に対して、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は83.2%となっております。

4 款繰越金ですが、調定額97万1,188円に対して、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は11.1%となっております。

5 款諸収入ですが、調定額896円に対して、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は0.1%未満となっております。

決算書の2ページをお開きください。

歳出の概要を御説明いたします。

1 款公共下水道事業総務費ですが、予算現額483万2,000円に対しまして、支出済額447万5,377円となり、執行率は92.6%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額199万7,000円に対しまして、支出済額193万4,467円となり、執行率は96.9%となっております。

歳出予算現額の総額865万1,000円に対しまして、支出済額の総額640万9,844円となり、執行率74.1%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第18 認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成24年9月18日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明をいたします。

認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

決算書、7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,676万2,356円、歳出総額3,577万8,589円、歳入歳出差引額98万3,767円となり、実質収支額も同額となっております。

それでは決算書の1ページにお戻りください。

歳入の概要を御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,714万2,995円に対しまして、収入済額は1,710万8,957円となり、収入全体に占める割合は47.8%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,930万円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書の2ページをお開きください。

歳出の概要を御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,623万3,000円に対しまして、支出済額3,552万8,385円となり、執行率は98.1%となっております。

歳出予算現額の総額3,698万3,000円に対しまして、支出済額の総額3,577万8,589円となり、全体の執行率は96.7%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第4号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第19 報告第4号 平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第4号 平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、平成23年度沖縄県町村土地開

発公社事業報告及び決算報告を別紙のとおり報告します。

平成24年9月18日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、平成23年度の事業報告及び決算報告書を別冊で添えてございますので、お目通しいただければと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで報告の説明を終わります。

◎報告第5号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第20 報告第5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第5号 平成23年度決算に基づく健全化判断比率について

平成23年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であることを報告する。

平成24年9月18日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、下記の表及び次ページの平成23年度健全化判断比率審査意見書を添えてございますので、お目通しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで報告を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

○ 議長（金城 勇） 日程第21 報告第6号 平成23年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 報告第6号 平成23年度決算に基づく資金不足比率について

平成23年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

平成24年9月18日提出
大宜味村長 島袋義久

なお、下記の表と次のページの平成23年度資金不足比率審査意見書を添えてございますので、お目通しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午前11時20分)

平成24年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成24年9月19日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年9月19日 午前10時00分)

散 会 (平成24年9月19日 午後1時56分)

2. 出席議員 (9名)

1 番議員 大 城 佐 一

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

6 番議員 前 田 孝

3. 欠席議員 (1名)

2 番議員 新 城 一 智

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 宮 城 博 俊

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 一 道 教 育 長 友 寄 景 善

総務課参事兼
係 長 大 嶺 実 教 育 課 長 新 城 寛

財 務 課 長 山 城 文 子 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 一 道

住民福祉課長 大 城 武 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

企画観光課長 島 袋 幸 俊 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

産業振興課長兼
シークワサー振興室長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
-

◇ 平 良 嗣 男 議員

- 議長（金城 勇） 通告順により、発言を許します。

最大級台風15号の被害状況、対策等について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

- 9番（平良嗣男） それでは一般質問をさせていただきたいと思えます。

最大級台風15号の被害状況の対策についてお伺いをしたいと思えます。

8月に発生した台風15号は、26日早朝から沖縄本島地方を暴風域に巻き込んで直撃し、国道沿いの喜如嘉や根路銘、生活道路等に多大な被害があったと思えます。また役場職員においては、早々の現地の危険地域の対応に対し、敬意を表するところであります。大変御苦労さまでございますが、下記の件について村長にお伺いしたいと思えます。

本日3点ほどをお伺いする予定であります。私が一般質問を出した後に皆さん方から大変丁寧な御説明がございました。しかしながら再度、お伺いをしていきたいと思えます。

1点目に、国道沿いに流れ落ちた土砂災害が起こった喜如嘉、根路銘地域の災害はどのように対応していくか、お伺いしていきたいと思えます。

2点目に、村民の生活に関係する災害及び村道、農道、林道、農業関係等の被害状況はどのようになっているのか、お伺いしたいと思えます。

3点目に、今回の最大級の台風においては、生活及び産業振興道路として利用されておりますが、道路、大宜味喜納線等々の道路の崩壊や決壊や沈下等があり、村民が毎日利用している道路としては大変危険で早急に復旧する必要がありますが、復旧には財政的な件もありますので、国の災害復旧事業の認定を受け、助成事業として復旧する考えはあるのかをお伺いしたいと思えますが、私が前回も、今年の8月の台風の後にもその件を災害認定を受けてできるかどうかということをやりましたけれども、今回はまさに大きな災害であるということで、もちろん災害認定を受けることであろうと思えますが、その辺についてお伺いしていきたいと思えます。

- 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） それではただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えをいたします。

3点ございますので、順を追ってお答えしたいと思えます。

1点目の国道沿い災害への対応でございますが、療法とも8月28日の災害発生時より、北部国道事務所による応急対策を実施しているところであります。喜如嘉地区については、国道58号の道路災害とし

て、国道事務所において復旧事業を行います。現在、まだ対面交通ができるように仮設工事を行っているところがございます。根路銘地区においては、道路根路銘上原線の道路災害であります。国道58号の通行に支障が起らないように、また隣接民有地への被害が広がらないように、総合事務局の全面的な支援で北部国道事務所により、土砂流出防止工事及び現地警戒態勢を行っております。村の対応といたしましては、今回の災害が通常の道路災害の域を超えているため、地すべり災害の対応として、総合事務局、沖縄県土木建築部、農林水産部に協力要請を行ってまいりました。事業調整の結果、9月10日に災害復旧として被災箇所以外にも広範囲に事業が展開できる緊急治山事業による復旧を、県農林水産部による実施を依頼し、現在、県において復旧実施に向け諸作業を進めているところであります。

2点目の被害状況については、村道関連では、河川等も含め、大小20カ所において災害が発生しております。第一に村民生活の安心安全を確保するため、交通規制を敷き、復旧作業を実施し、災害規模により早急に復旧が行えない2カ所、また迂回路により影響の少ない1カ所の3路線を除き、8月29日から31日の間に規制解除を行っております。

次に農道、林道関係について御説明いたします。まず災害の査定を受け、災害復旧事業で工事を予定しているところは、大兼久林道2カ所、江洲地区農道2カ所、アザカ地区の計5カ所であります。それ以外に土砂の撤去等、復旧完了している箇所は田嘉里土地改良区、謝名城農道、狭間原農道、大兼久林道の民家が3軒あるところまでの土砂撤去、大保農道、半崎土地改良区、大工又農道の計7カ所でございます。また農作物の被害状況については、被害の報告は現在のところ受けておりません。

3点目の助成事業として復旧する考えはあるかについてでございますが、災害復旧事業は、あらかじめ計画された整備事業等とは異なり、突発的に発生する上に再災害や被災の拡大の防止のため、手続や実施において迅速な対応が必要であります。村としましても、採択基準に合致する土木災害8カ所が農林施設災害5カ所の補助事業手続に従い進めているところであります。災害発生報告より2カ月以内に災害査定を受け、補助金申請、決定を経て、早期に復旧事業を行ってまいります。完了までの期間は村民生活に負担をかけることとなりますけれども、随時情報提供を行い、村民の協力と理解を得ながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど村長から対応について御答弁がございましたが、1点目の、特に根路銘地域の上部のほうの大災害というのは、大変村の対応がおくれたような状況であります。国としても大変早急に丁寧な対応をしていただいたことに対して、国に対しても御礼を申し上げたいと思っております。しかしながら大変、向こうは危険な状況であるということは皆様方も御承知のとおりであろうと思っております。そこら辺も国と連携をしながら、ちゃんと対応していただくようお願いをしていきたいと思っております。

それから2点目の農道や林道、そして農業関連等の被害状況ですが、これは今回の台風、大小にかかわらず、大変あちらこちらに小さなものもたくさんあるわけです。そこら辺は村としても大変対応を苦慮していると思うんですが、まずは大きなところからということで対応しているものだと思っております。特に農業関連においては、収穫前のシークワサーとかがございます。そこら辺においても、村としてもちゃんとした地域からの要望、対応をやってもらいたいとお願いをしておきたいと思っております。

そして3点目の、昨年8月にも起こった台風、そして今回の台風ということで、二度にわたる台風の中で道路等が陥没した、または亀裂が起って、今、大変危険な状況にあるところがございます。特

に今、大宜味団地から喜納線に向けて約100メートル先、島袋マサヨシさんの住宅前でございますが、そこも大変危険な状況である。今、陥没しているところ、そして100メートル先の危険な状況の場所がございますが、そこが崩れ落ちた場合にはどうなるかということをお大変心配しております。今、カラーコーンを置いて、村としては対応しておりますが、その道路が寸断されたら、じゃあどうするかということがございます。そこで私は前にも、部落常会の前にその皆様方が見えて、喜納線に向けての迂回路について説明がございました。今現在ある団地から下における小さな道がございます。これは通学路としてつくったものでございますが、その現状の路線が正常であれば、その通学路は使う必要もございません。しかしながら災害が起きたらそういうところを迂回路として活用するようなことも行政としては考える必要があるんじゃないかと思うわけです。今、その100メートル先のほうがもし陥没したり、やった場合には団地は袋状態になってしまうわけです。行く場所がない、通る場所がないという状況にあります。そこで今の、先ほど言った通学路としてつくった道路、そこら辺を村が道路網を確認しながら、危険地域も確認しながら、団地の皆さん方を通す方法を考えていかなければいけないんじゃないかと思うんですが、そこら辺はあくまでも皆さん方は通学路としてつくったからできないという感じを持っていると思うんですが、災害があったときにはそういう道路網を活用するというのも考えておかななくてはできないんじゃないかと思うんですが、そこら辺も含めて皆さん方にお伺いしたいと思います。特に農業関連において、後で担当課長からもいろいろ現状を説明してもらいたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

確かに今回の台風15号での大宜味線の大災害、現在、私たちが申請しているのは75メートルの災害ということで、事業の査定を準備しまして、今進めているところでございます。そこから上部のほうに200メートルぐらいですか、そこでも路肩が崩落しまして、今危険な状況になっております。そこが今議員が御指摘のように、大幅な崩落をしますと団地が孤立をするというような状況になります。そういう中でどうするかということでございます。現在、団地の裏手を通学路、側道という形の整備がされまして、幅員2メートル弱の道がございます。これにつきましては、下からの公園関連ということで、そして子供たちの安全を確保するための通学路ということで整備された道路ということでございます。これにつきましては車道という基準には合致しておりません。そういったところで村としまして、車の通行ができますとか、そういった、今の考えとしては持っておりませんが、本当に孤立した場合に、そういうときには考えざるを得ないんじゃないかと。その時点には、私たち職員をそこに配置して、そういう全く危険性を除去するような方法をとっての、監視しながらの通行ということになると思いますが、現時点ではその部分を道路が通行できるようになるという計画等は持っておりませんが、最悪の場合においては、そういう監視をしながらの利用というところも考えざるを得ないんじゃないかということも持っております。基本的には通学路ということで、車両が乗り入れるような状況の、今状態ではありませんので、その辺はそこには車両の乗り入れは禁止という措置でさせていただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） それでは平良嗣男議員の質問にお答えしたいと思います。

まず先ほど村長からありましたように、災害の認定を受けて復旧作業の工事をやりたいところは5カ所です。まず江洲地区の農道なんですけど、これは大保のほうで大きく崩落している災害箇所でありまし

て、約87メートルほど大きく崩落をしているところがございます。次に江洲のほうの農道なんですけど、これは14メートルほどのガードレール等が落ちそうになっていて、路面のほうが崩壊しているという状況です。続きましてアザカ地区、これは地番は津波になるんですけども、江洲地区の管理農道なんですけれども、これも35メートルほど崩落しております。

次に林道関係です。大兼久林道2カ所なんですけれども、前回復旧したんですけど、またこの上のほうから崩壊が始まって、約50メートルほど、その次、2号箇所なんですけれども、2カ所目は河川のほうまで大きく崩落して、60メートルほど落ち込んで、もう道路が見る影もなく落ちている感じでございます。今述べたのが災害の復旧、災害の査定を受けて工事を行いたいところでございます。それ以外に先ほども村長からありましたように、田嘉里の土地改良区、謝名城農道ですね、あと狭間原農道、大兼久林道、大保農道、半崎土地改良区、大工又線のほうで、これは重機を使って土砂等をみずから撤去したところでありまして、それ以外に小さなところで倒木等があって、土砂等の崩落もありましたけれども、村民がみずから農道、林道に関しましては除去していただいたり、その辺がありました。村民の皆様方には深く感謝するとともに、敬意を表したいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど建設環境課長から迂回路の件がございましたが、最悪の場合ということで考えているということでございますが、そこら辺は、私はどうしてもその迂回路というのは今後通るような方法を考えて、準備しておく必要があるかと思っているわけです。皆さん方が向こうを工事する場合においても、あの道路が寸断される可能性は十分あるわけです。そうしたらどうするかということです。そのためには迂回路がないといかんだらうということもありますので、そこら辺をちゃんと事前に整備をしておいたほうがいいんじゃないかと私は考えておりますが、そこら辺を再度、また後でお願いしたいと思います。そこで私は皆さん方から、建設課長からそういう説明の場合にそういう資料をもらいました。災害認定を10月20日ごろで認定を受けて、実施計画が10月20日から11月20日、そして災害復旧工事が11月20日より3月25日ごろまでの計画だということで、皆さん方から工程表をいただきましたが、この現時点の、この間、私、確認してきましたが、現時点の陥没しているところの上のほうの道路状況ですけれども、現地盤から5メートルから6メートル、皆さん今、水質調査やっていますよね。その皆さん方から私確認しましたら、5メートルから6メートルの下まで、大変地盤が悪い、実際はヘドロ状態になっているわけです。そういうようなところであるわけです。そこで今後皆さん方が災害復旧認定を受けて、これから工事を行っていく中において、今後、どういうふうな感じでやるかわかりませんが、これは排水溝においても、今の状態ではだめですよとさらに言われました。こういうふうな状態をつくるとまた同じことが起こりますと。そこら辺の状況も勘案しながら、災害認定を受けた後に工事を行う場合には十分な、そういうところも対応しながらやっていかないと、また同じようなことが起こったら困りますので、そこら辺も検討していただきたいというふうにお願いしたいと思います。

それから今、皆さん方が迂回路、団地の皆さん方、喜納の皆さん方、安根線、または村道ミンガマ線ですか、そこら辺を今使わせておりますけれども、皆さん方は到底、感づいていないのかわかりませんが、私がこの前通って行ったら、このミンガマ線の道路も草が生えて、あっちこっちにススキの、今回の台風の中でススキの根っこから起きているところがあっちこっちにある。後で片づけたんですけども、その道路を皆さん方指定しておきながら、周辺の管理をしないと夜間などは大変危ないわけです。そこら辺をちゃんと清掃して迂回路を認定しないといかないんじゃないかと思うんですけど、そこら

辺を皆さん方から後でお伺いしたいと思います。

それから前回、今回の台風の中において、今、海染江洲原線、そこにおいても崩れがありますね。その周辺に亀裂が発生しているのはわかりますよね。亀裂が発生しているそこを、前回も大宜味喜納線が起こっているような、亀裂が起こって水が入って陥没が早くなった。そういう状況が向こうにはあるんです。そこら辺も早急な対応をしていかないと、あれも右側は深い谷になっていますから、大変危険な状況である。そこら辺もどのように対応していくのかお伺いしていきたいと思いますが、後で答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） いろいろ御指摘等がございましたが、まずは先ほどもお答えしました団地のほうの迂回路につきましては、そういう提案がございますので、私たちも再度内部のほうでいろんな状況を考えてどうしたらいいのかということで検討してまいりたいと思います。8月28日に国道の根路銘の、村道根路銘上原線の上部の崩落に伴いまして、国道に影響があると。その後、総合事務局のへりで上空から見ますと、上部のほうにも大きな亀裂があるということで、さらに災害が広がる可能性があって、その部分が崩落すると直接国道まで土砂が流れるということで、村にも、迂回路についての検討がございました。村としましては、こういう道路がありますが、2車線という基準でされと思います。途中で饒波石山線等については集落前は1車線ですと、単線ですということで、さらにところどころには災害の箇所があって、安全な通行ができない部分がございますということで検討していただきましたが、その時点で村としましては迂回路ということも念頭に置きながら、議員御指摘がございましたが、管理不足という部分がありまして、早急にとということで念蒲エーガイ線からの作業を今、現在進めているところでございます。台風16号のほうで、根路銘のほうで通行どめになったときに、丸一日その村道を利用して、迂回路として使っておりました。その時点でも早朝には根路銘上原線も崩れて通行できないような状況がございましたが、復旧しましたそこを半日以上迂回路として利用しておりました。そこで私たちも何度かそこを通りまして、やはり村道の維持管理の不足というのは認識しておりまして、早急に進めているところでございます。安全に通れるようにということで、樹木、雑草の除去等を今進めております。御指摘いただいた点につきましては、本当に申しわけない点だと思っております。そういうことで十分、今後もそういう迂回路としての利用が起こる可能性もございますので、その辺を十分に念蒲エーガイ線のみじゃなく、ほかの安根線、それから一部林道を利用したり、迂回していきますので、その辺も含めて再チェックしながら安全に通行できるような方向で進めてまいりたいと思います。

もう1点の海染江洲原線につきましては、現在、被災箇所が2カ所ございます。上部の1カ所の右手のほうに縦に亀裂、それから道路の中心部分に亀裂がございまして、それは台風15号の発生時点で確認をして、今モルタル注入をして被害の拡大を防止する方向で行っております。そこについても実際に被災という認定には至らない部分もありますが、今被災している箇所から100メートル以内ということで、同じ箇所ということで上げる準備をしております。そこも設計に入れて、念頭に置いて今調査を進めておりますので、また災害査定のときにそれが認められるように、私たちも十分説明して、事前対策ができるように進めてまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きにより特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変ありがとうございます。

台風15号、そして16号と相次ぐ台風の中で行政の皆様方においては大変この対応に御苦勞なさっていることは十分承知してございます。本当に御苦勞さまでございます。今回は特に大きな災害があって、国、県においても御協力をいただいたことに対して敬意を表するところでございますが、ひとつこの台風災害後をどのようにして村民の住民サービスに生かすか、または村民が安全、安心な道路網を使っていけるかということのを考慮しながら、大変御苦勞だと思っておりますが、ひとつその点も考慮しながら頑張っていたきたいと思っております。大変御苦勞さんでございます。

○ 議長（金城 勇） これで最大級台風15号の被害状況、対策等についての質問を終わります。

次に村立診療所の看板の設置について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは村立診療所の看板の設置についてお伺いしたいと思います。

結の浜に村立診療所ができ、村民を初め、近隣の村からも喜ばれていることと思っておりますが、診療所の入り口の上のほうに看板がありますが、村道からはなかなかその建物が何なのかわからないという、道の駅に来て、診療所の場所を尋ねるような方々がたくさんおります。道の駅の職員より、どうにか見やすい場所に看板の設置ができないのかと、当局としてどう思っているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の診療所の看板設置についての御質問にお答えをいたします。

確かに議員御指摘のとおり、国道より見ると、その診療所への入り口といいますか、そういう表示がされていないと、看板も設置されていないということで、診療所の所在、存在といいますか、存在もなかなかわからない状況にあるということもありますので、診療所の存在や場所、位置がわかりづらいというのが確かにありますので、今後、どこに置いたらわかりやすく伝えられるかということを含めて、早急に看板の設置を行っていきたくて考えております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変ありがとうございます。

実は、つい最近であります、診療所に行くために、これまでの関連で喜如嘉の診療所に行ったと、前の場所ですね、そうしたらそこが更地になっていたと。そこで病院はどこに移ったんですかというようなことがあって、まあ村民もまだまだ知らない方がおるということ。その啓蒙、そこら辺は十分やらないといかんと思っています。そういうこともあって、今の看板が奥にあります。あれは海のほうへ向かって、海上の皆さん方が見られるようになっているのかわからないが、そういう看板がありますが、そこら辺も、だから立てる場所も十分検討しながら、また国道沿い、いわばここは車が通りますので、邪魔にならないような、危険な場所ではいけませんので、車が通ってもわかりやすいような場所に看板を設置してもらえればよいなと思っておりますので、そこら辺もすぐできるものだと思いますので、早急に看板の設置をやっていただきたいということで要望しますが、再度御答弁お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの診療所の場所というか、存在そのものがどこへ行ったかわからない

という話もございましたけれども、これはいろいろな形で周知をしているつもりでございますけれども、まだそういう御意見があるというようなことでございますので、これは早急に看板の設置を行って、ここに診療所がありますよということの認識を先にであります、そういうことは早目にしたいというふうに、これは国道沿いになりますので、国道、あるいは警察署の交通関係との調整も幾らか出てくるのかと思いますが、我々としては早急に設置に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 早目の対応をお願いして、この件についての一般質問を終わります。大変ご苦労さんです。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 平 良 英 勝 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に台風15号による被害について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） では一般質問をさせていただきますが、質問する前に平良嗣男議員から台風15号による被害状況について村長から詳しい説明がありましたが、あえて私のほうからも一般質問させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

台風15号による被害について。

53年前（昭和34年10月17日）のシャーロット台風以来の大きな被害をもたらせた台風15号は、沖縄本島を横断し、北部地域を中心に甚大な被害をもたらしたが、特に大宜味村内では国道58号、村道、農道の土砂崩れが発生し、住民生活に大きな影響がありましたが、村としては、今後の復旧対策をどのように考えているか、村長にお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の御質問にお答えをいたします。

台風15号の記録的な豪雨により、村道関連と農林関連合わせて30カ所において災害が発生いたしました。住民生活に大きな影響を及ぼしました。現在でも3路線の村道の農道、林道が通行どめとなり、支障を来しているところでございます。平良嗣男議員の御質問にもお答えしましたが、今後の対応といたしましては、国道沿い関連の災害の対応については、喜如嘉及び根路銘地区両方とも8月28日の災害発生時より、北部国道事務所により応急対策を実施しているところであります。喜如嘉地区については、国道58号の道路災害として、国道事務所において復旧事業を行います。現在、対面交通ができるよう仮設工事を行っているところであります。根路銘地区においては、村道根路銘上原線の道路災害ですが、58号の通行に支障が起らないように、また隣接民有地の被害が広がらないように総合事務局の全面的な支援で北部国道事務所により、土砂流出防止工事及び現地警戒態勢を行っております。村の対応としましては、今回の災害が通常の道路災害の域を超えているため、地すべり災害の対応として総合事務局、沖縄土木建築部、農林水産部に協力要請を行ってまいりました。事業調整の結果、9月10日に災害復旧として被害箇所以外にも広範囲に事業が展開できる緊急治山事業による復旧を県農林水産部による実施を依頼し、現在、県において復旧実施に向け、諸作業を進めているところであります。他の災害箇所においても、災害復旧事業は、あらかじめ計画された整備事業とは異なり、突発的に発生する上

に、再災害や被害の拡大の防止のため、手続や実施において迅速な対応が必要であります。村としまして、採択基準に合致する土木災害8カ所が農林施設災害5カ所の補助事業手続に従い進めているところでもあります。災害発生報告より2カ月以内に災害査定を受け、補助金申請、決定を受けて、早急に復旧事業を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） ただいま村長の答弁、ありがとうございます。

いろいろ重複して質問しておりますが、台風15号、16号、災害後の村の対応に村長を始め、村職員が一丸となって迅速に対応してくれて、本当に敬意を表したいところでもあります。16号に関しては、この前、17日に大宜味中学校の運動会へ行く途中、根路銘災害地を通りましたら、そこには副村長が雨靴を履いて泥まみれで対応している姿を見て、私、感動いたしました。そこで職員が二、三名立ち会いして、一所懸命、休日を返上してやっているところを見て、本当に敬意を表します。ありがとうございます。そういうふうに関、県連携して災害をいかに早く防げるかという気持ち、大宜味村の今の行政のあらわれであると私は信じております。これから、あの根路銘地区の災害、今、避難勧告が8件出ているという話をお聞きしておりますが、この勧告された皆さんは個人個人で家を探してやっている状況なんですか。それとも村営団地があいたらそこへ入れる予定があるのか。

それと今、話をお聞きしたところでは、活性化センターの上も亀裂が入っているというお話も聞いていますが、この活性化センターの対応はどうなっているか、お聞きしたいと思います。

それと排水路の氾濫の問題、部落内、特に田嘉里の場合、上から来る水の量が多くて排水が間に合わなくてオーバーフローして、村道が水浸しになっていたんです。こういった排水路の見直しはないのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの避難勧告の家庭について、どのような住居をされているかということですが、1世帯については、短期住宅のほうにすぐ手配しております。その他については、村外に、身内の方のところに出ているのは1世帯です。そのあとは村内に自分たちで、部落内とか、そのあたりに移動されている方が2世帯ということ。以上であります。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） それでは平良英勝議員の活性化センター、道の駅についてお答えしたいと思います。

亀裂が入っているらしいという情報ではあるんですが、実際に山の上に登って見てみると、村道のほうがめくれ上がってちょっと押されているような感じの現場があるという認識はしております。けれども、緊急性とか、その辺についても調査をやりたいと思っておりますけれども、基本的には、今回根路銘の崩落は緊急治山事業ですね、県の農林水産部森林緑地課というところが担当になるんですが、村長を初め、副村長ともども県のほうに災害の説明と今後、緊急治山事業でやっていただけるということで訪問して、要請をしてまいりました。その際に、道の駅である上のほうもどうかしていただけないかという要望をいたしたところ、平成25年度内の予防という、そういう観点からそれは可能ではないかという返事も受けていますけれども、何せ道の駅は大宜味の拠点でありますので、その辺の、本当に安全かどうかというのは早目に、こういった形でも調査をして今後につなげていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（山城 均） 先ほどの排水関係の質問ということでお答えしていきたいと思います。

今回の台風15号につきましては、8月25日からの降り始めで28日火曜日まで根路銘のデータがございまして、それを見ますと471ミリの連続雨量になっております。1時間での最大雨量が8月27日の夜8時、1時間雨量63ミリという記録的な雨量を観測しております、それに伴いまして海岸端では満潮とか、そういったものにかち合ひまして、いろんな浸水とかもございました。先ほどの御質問、田嘉里とかは住民からも報告を受けております。排水が詰まったり、それから山からの土砂が一緒に流れてきて、すぐ畑にもみんな水がたって畑がだめになったとかもございまして。そういうことで排水機能を再確認しまして、やはりまた問題があるのかというのを確認しまして、その排水能力、また極端に悪いところになりますと、どうしても向きとか、そういったものでいろいろ問題が出ているという部分もございまして、要するに水の、自然の流れに沿った排水路の設定がされているかどうか、そういったものを再調査しまして、その辺の問題解決に当たっていききたいと思いますので、その辺をまた今後、報告できますように頑張っていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 今、総務課長、建設環境課長、産業振興課長、3人の課長の答弁がありました。が、本当にありがとうございます。

早急な対策をとって、活性化センターの件についても早急な調査をいたしまして、早目に対策をとってもらいたいと思います。

また建設環境課長の答弁にもありましたが、集落内の排水、再度確認いたしまして、調査して直すところは直すという確認を持ってもらいたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時50分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◇ 大城 佐 一 議員

○ 議長（金城 勇） 次に学校の統廃合について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） まず質問に入る前に、台風15号、16号と、戦後最大級の台風が立て続けに本島を直撃し、村内にもたくさんの被害あるいは災害が起こっております。この被災された方にはお見舞いを申し上げ、災害についても村当局として、先ほど来から質問もありましたが、本当に最大限の配慮をして早急に復旧することをお願いして質問に入りたいと思います。

学校の統廃合についてですが、大宜味村立学校適正化総合基本計画（素案）についての住民説明会が8月13日から開催されていますが、8月14日の新聞一面トップ記事を見て唖然としました。本当に統合

ありきの説明会と言ってもいいほどの衝撃を受けました。これまでの経過についてお伺いしたいと思います。

まずこの説明会を持つに当たって、住民への広報、周知徹底はどのように行われたのか。そこにあります住民説明会の素案のチラシ、広報の仕方についてと。

2番目には、マスコミの対応。その時期には時期尚早ではないかと存じます。14日の新聞には一面トップ記事に、そのぐらい載っているわけです、このように大きく。それについての対応はどうだったのか。

あと3番目に、説明会を各部落終えたと思いますが、各部落の参加人数、住民たちの意見等について、どういうことがあったのか、その辺について。

4番目には、これも衝撃を受けた一つであります。この結の浜への一体化計画、それは小学校用地ということもない結の浜に一体化計画というが、これはいつごろから案があったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

住民への説明会の周知、広報等についてですが、これは前もって区長会のほうへ、区長へスケジュールをお聞きして、日程調整して、そしてまた区長に字の放送で呼びかけをお願いしているということで、これは記憶ははっきりしませんが、一月ぐらい前から日程調整して、住民に公表はしてきたつもりでございます。

それからマスコミの対応についてですが、これは住民説明会が8月13日から入るということで、素案の段階ですけれども、説明会をした後でこの素案についてはオープンということで、教育委員会としては素案を持っていましたので、マスコミのほうもどうなっているのか、内容はどうなのかということで問い合わせがありましたけれども、そこまでは公表はできませんということで、宮城区の説明会を終えて、その後でオープンにしてもらいたいということでマスコミには対応してまいりました。

それから参加人数ですけれども、全17カ字、ほぼ予定どおり回りました。根路銘区のみが被災がありまして、根路銘区は日程を変更してあります。ほかの区については計画どおりに行いました。まず順を追って参加人数等を報告したいと思います。まず宮城区6名、津波区8名、江洲区9名、白浜区7名、大保区9名、田港区13名、押川区12名、屋古区7名、塩屋区30名、上原区11名、根路銘区15名、大宜味区16名、田嘉里区13名、饒波区11名、喜如嘉区29名、謝名城区14名、そして最終日、きのうですが、大兼久区25名、合計で235名。これはあくまでも名簿に記載された方々でして、ほかに名簿に記載されていない方々もいましたので、若干この数値を上回るものと思います。

それでどのような意見ということなんですが、教育委員会があくまでも示した素案に対して、各字とも案に対してほぼ理解と賛同は得たものと判断しております。特に否定的な強い意見等はなかったと思います。大体この案については理解してもらったという認識であります。

それから一体化計画で結の浜に中学校と小学校を併置するという意見ですが、確かに村の基本構想においては中学校用地ということで、小学校は入っていないということではありますが、当時の事情と現在は変わってきておりまして、ぜひ小学校も中学校と一体的に整備したいということでありまして、村の土地利用計画ですね、結の浜に中学校用地の隣接する区域に若干のスペースがありましたので、そこを

含めて、中学校に、その用地も含めて小学校、中学校用地という形で使いたいということを村にお願いして、では小学校、中学校用地として確保していただいております。そういう状況であります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この説明についても、一月前から広報しているという話なんです、この7月の段階では日程は後日連絡しますということだったんです、区長会で。そういうことを私らは班長会で受けています。それからじゃあいつ、この説明会が来るのかということで待っていたんですが、何の連絡も来ない。これを見たのも13日、2日ぐらい前、このチラシですね。区長に言ったということなんです、やはりこれはマイク放送をした場合に、このときにいるかわからない、聞かないとわからない。これは個別にこういったチラシをちゃんと配布しておれば、これはもうわからなかった人が問題なんです、こういったチラシがあること自体もわからなかったわけです、私は。2日前まで、13日の。何か今回の統合の説明会には本当に聞かされたような感覚を覚えています。この説明会の資料を見ても、これは大宜味村立学校適正化総合基本計画素案とあるんですが、本当にこの説明会の内容を聞いても、これは大宜味村立学校統合総合基本計画素案にかえたらどうですか、これ。全く統合ありきの説明しかやっていません。統合していいことばかり、複式のいいところは、ただちょこっと出ているし、本当にその辺の基本からの説明がひとつ問題もあります。

次はマスコミなんです、これは本当にマスコミ対応というのは、これは当日、8月13日、学校適正化総合基本計画の説明ということで三役会議をしていますよね。そのときにもこういったマスコミの対応の話があったのか。この辺をまた村長にも話があれば、三役会議でどういう話を持ってきたのか、その辺を聞きたいと思います。

あとこの人数なんです、これは宮城区6名とあるんですが、教育委員会も入れて6名ですか。私、話を聞くとPTAは3名しか集まっていないという話を聞いたんですが、塩屋の30名、マスコミも入れて30名。これはPTA、一般だけは28名なんです。私ちゃんとみんなとめていました、人数は。だからほかにもいろいろ問題があるんですが、参加人数もあるんですけれども、やはり先ほどこの中で、この素案に対してほぼ理解され、賛同をされたものと今教育長はおっしゃっていますけれども、そういった人数の中で、これは塩屋だったら何名が賛成と言いましたか、28名のうち2人ですよ。これをほぼ理解され、賛同されたと理解するわけですか。ちょっと考え間違っていないかと私は思うんですが。これは今まで、20年から地域教育懇談会において、こういった統合に関して説明してきていますよね、してきています。それから大宜味村の学校の検討委員会も立ち上げてやってきています。そこで教育長は私の6月か3月の一般質問の中で、十分議論はされてきたと。これ以上議論をする余地はないんじゃないか。早目に決定してくれという返答をちゃんと議事録にあります。そこは私は教育長の勘違いじゃないかと思うんですが、これは今まで議論というのは、今までされてきた議論はあくまでも大宜味村立学校適正化総合基本計画の素案をつくるための議論であって、本来は今からの議論なんです。この素案をつくったものに対してどうやっていくのか、そこが私は本題だと思うんですけれども。これからの議論が一番大事だと思っているんです。そしてこの議論を通して、また来年2月に説明会があると言っていたんですが、本当はそのときに大体骨組みができ上がったころにマスコミに公表してほしいなわけです。なぜかという、こういった一面記事に、これを見て私が思うのは、この一つの教育委員会の戦略じゃないかと思います。これを公表して、ああもう大宜味村はだれが見ても統合なんだというイメージしかな

いわけです。そういったこともどう考えているのか。

それと複式、複式という、いろいろ問題があると言っていますが、じゃあこの複式を解消するために、今までどういうことをやって、どういう施策を立ててやってきたのか。村当局に対しても、これは4次総合基本計画の中にも平成27年まで人口は4,200名にふやすという計画は持っているわけですが、そういった対策もやってきたのか。その辺もお伺いしたいと思います。

あと1点は、この結の浜の中学校統合、一体化計画、本当は結の浜にこういった施設ができて、活性化するのもいいことだとは思いますが、なぜ中学校との一体化なのか。昔の併置校に戻るのか。それとあと1点は、小中共享施設、図書館、体育館、グラウンド、これは本当に可能なのか。この素案を見れば、絵を見ればすばらしいですね、やっぱり。これは統合するためにはすばらしく書かないとだれも賛成しないかもわからないし、すばらしいです、これは。本当に御苦労と言いたいです。こういうすばらしいところもあるから、じゃあ複式に対してはもう少し手を打つところはなかったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） ただいまの質問たくさんありまして、ちょっと頭の整理がついておりませんが、できるだけ質問の順を追って答弁したいと思います。説明会の日程が十分されていないということについて、実際、知ったのが2日前ということでありまして、教育委員会としてもこれは十分に対策を練って広くやるべきであったのかという思いがいたします。

それからこの計画自体なんですけど、統合計画にしてはどうかということなんですけれども、これは学校の適正化総合基本計画、これは計画どおり来年3月までにはやりたいと思います。中身についてが統合移転、あるいはまた現在のままの学校なのかということも、最終的にはどちらになるかわかりませんが、そういうことも計画に入れないといけませんので、基本計画ということで来年の3月までには策定したいと思います。今、統合移転が前面に出過ぎて統合計画にしたらどうかという意見がありますけれども、これはあくまでも村立学校の適正化総合計画、学校は今のままでいいのか。あるいはまた統合したほうがいいのかということはこの計画に今後盛り込んでいきたいと思っています。

それから三役でマスコミ対応ということがありましたけれども、こちらから意図的にマスコミを利用してこういうふうな統合を、利用しようということは毛頭ありません。こちらは大変びっくりしている、これだけ大々的にある新聞でやられて、非常にびっくりしている状況で、こちらも意図するところではありません。できるなら、住民に丁寧に説明していきたいということでありましたけれども、やはりマスコミのほうも前回の議会にも来ておりましたので、どうなっているかということで大変関心を持っておられますので、教育委員会としてはまたこれも村民、あるいは県民に周知するのは当然だろうということで、隠すわけにはいかないということで、こちらの情報等も積極的ではないにしても、提供はしていかざるを得ない状況にあったということをお理解していただきたいと思っています。

それから人数については、先ほどありましたけれども、名簿に記載されているということで私は報告を受けておりまして、だれだれということ、一人一人チェックしておりません。また一人一人チェックするようなものでもないと思います。人数の多い、少ないということは気にしておりません。

共有化施設について、説明会のほうでいろいろグラウンドとか体育館ということがありましたけれども、基本的な考え方は小学校と中学校を同じ敷地、併設して、施設をできたら共有して教育効果を高めたいし、施設の有効利用を図りたいということで、例えばの話で、説明会で説明しました体育館、グラ

ウンド等、もろもろのものは共有化できるだろうということで、教育委員会の決定じゃなくて、そういうこともありますよということで、村民の皆さんに議論してもらいたいという意味も含めて、あくまでも参考、こういうことが考えられますということで説明会では説明しております。

それから複式問題ですが、複式解消のために施策はやったかということですが、これは児童生徒数が減ると法律で何名からは複式にしないとけないということがありまして、児童生徒の数が減ると自動的に複式になりますので、教育委員会として複式解消のための施策というのは特にとっておりませんが、いろいろ支援員とかを利用して、授業によっては分けて、主要教科については学校を複合して、できるだけ分けて行うという対応をとっておりますし、また教職員についても、複式学級が現にあるわけですから、先生方も複式の授業になれていませんので、研究会、研修会、昨年度からは琉球大学とも連携しまして、複式学級の授業改善に向けての研究等をしてきているところであります。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 複式解消に向けては何の施策もなかったという返答なんです、この複式は法律に基づいてやっているという答弁なんです、これは教育基本法、学校教育法において、複式だから統合をやりなさいということはどこにもありませんよね。これは新設に関してはありますけれども、この統廃合に関してはどこを見てもありません。このことは前にもお話ししたと思うんですが、複式だから即統合しなければいけないんじゃないかという、私の感覚なんですけれども、そこはもう少し考えてもらわないと。これは教育長は、複式解消のためにも、これは来年度からこの高教組の委員長が言っているわけですから、文科省は教職員の定数改善計画によると、来年度から複式は16名から14名、1学年に対しては8名から6名になると、そういうことも来るわけですから、また県の支援員に関しても今後とも継続していくと思うんです。現在も大宜味村には8名の方が、県からの支援員がいると言っております。だからそういうことを利用して、教育長は6月の答弁でちゃんといいことを言っているじゃないですか。こういった人たちを利用して複式の解消にはなっておりますと。いいことも載っているじゃないですか。それとあと1つ教育長のいいこと。前回言ったことを、ドゥーチュイムニーの話をしたんですが、そこは村統一のチームということで言っていました。これはいいことです。だから今の複式ではどうしても団体競技は、チームはつくれません。これは教育長が言ったとおり、村が1つのチームをつくってもできるわけ、そういうこと。いいこともありますから、そういったものをもう少しいろんな方面にやってもらいたいんですが、余りにも、教育長になってまだ1年もたたない、このスピードの速さ、余りにも拙速に話が進むことに対して、大変何というか、自分で納得できないところがあります。

それと私事で失礼なんです、この住民説明会の中で教育委員会の説明のやり方が、もういかにも複式はだめ、複式を解消しないと何もできませんというような話がありました、主事のほうからですね。これは何か私大変ウチアタイしました、これ。塩屋は少年野球ができなくなっていますねという、強調して言っていました。これはもちろんできないことはできないんですが、なぜ今になってこういうことを言うか、これは私が少年野球を見ているときに教育委員会に主張したことがあるんです。こういった予算もないところにグローブ、ボール、バットの援助はできないかと、たしか村長が教育長時代ですかね、教育長まではいかなかったと思いますが、そのときに何と言われたか。野球は学校の科目にありませんからできませんと。こういうときにはこう言う。こういうときにはまたいいことを言う。余りにも自分勝手、いいことばかりを言っているような説明会に思えたので、その辺をもう少しじっくり考えてほしいと思います。

あとこれも大変古い資料を調べてきたんですが、これは昭和48年、今の文科省の前身、文部省管理局長からの、昭和48年の公立小学校の統合についてということで、これは通達か出されております。そこに、この前に統合に関して出したから、前回出した御指導を願ってきたところではありますが、そのあとの実行状況を考えますと、なお下記のような事項に同意する必要があると考えておりますということで、再度これは昭和48年に出されているんですけども、そこに学校規模を重複する余地、無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上、厳しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また小規模学校には教職員と児童生徒との人間的触れ合いや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存続し、充実するほうが好ましい場合もあることに留意するというので、もう40年前か、35年ぐらい前からこういうことが言われているわけです。その後の体制はどうかわかりませんが、そういったことを去年の9月ごろ、教育長が課長時分に文科省からの通達は何もありませんと返答しておりました。これはちゃんと、もう期限は切れているんですが、こういったことがありましたので、そういったのもちょっと参考にやってもらいたいと思います。

あとこの学校の望ましいあり方検討委員会、これはどういうふうにご話をされて、どういう議事録が残っているのか。これは記述式なのか、録音なのか。その辺を聞きたいと思います。なぜ今言うかという、これは9月17日、最近です。1週間前の新聞に那覇市前島と久茂地の統合の問題、市教育委員会が2005年に設置した学校適正配置検討委員会で第1回の資料から統廃合日程を目安として示していたということを踏まえ、市教育委員会の姿勢を統合ありきだと批判したということが、新聞に出ております。だから大宜味村も第1回からこういう話はなかったのかどうか、その辺の議事録はどうなっているのか。

あと先ほど少人数と言っていたんですが、今まで説明会の中では少人数だから何もできないとか、余りこういうと失礼ですけども、いろんな悪い面があったんですけども、これは平成17年の文科省が調査した全国の小学校477校、これは複式じゃないんですけども、少人数学級に変更した場合の、40名クラスから35名以下の少人数ですか、多分それだと思うんですけども、こういった少人数になった場合の効果は学習にしても、もう児童生徒の学力が向上しているというので、「とてもそう思う」26.5%、「そう思う」が72.7%、全体でもう100%ぐらいくるわけです。授業につまづく児童生徒が減った、これも両方合わせて98%ぐらい、いろんな面で効果あります。また少人数学級の評価です。さっきのものは少人数の指導の評価、今は学級の評価としても、やっぱり児童生徒の学力が向上した、総じて。学習する意欲ができた、そういったものも90%近く結果が出ているわけです。これはちゃんと文科省が調査したものですから、これは間違いありませんよね。まさか偽物を文科省がこういったインターネットで流すということはないと思いますので、その辺も、こういうこともいろんな面で、やり次第ではできると思います。ただ、複式だからすぐ統合という、そういう考えをなくしてこれからは教育長として、これは教育長は、これは学級編成、何の法律か、第3条に学校構成何とか、法律に学級の閉鎖というのがありますね、その中にこの学級閉鎖は都道府県の教育長がやるということであって、だからそこにこの大宜味村の学校の複式のために何回これは足を伸ばして折衝したことがありますか。また村の教育長にもこれは閉鎖の権限もあると思いますので、その辺をちょっとお伺いしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） たくさんの質問が一気にありましたけれども、教育委員会の立場、私が教育

長になってこの事が急激に進んだのではないかと、拙速ではないかという御意見がありましたけれども、教育委員会としましては、平成20年度から23年度にかけて、地域教育懇談会の場において、今、各小学校、全小学校で複式学級があると、その以前から複式学級がありまして、いろいろな課題があるということがありまして、地域教育懇談会の中で地域住民から複式について、あるいは学校の統廃合に関しても意見、要望等をお聞きしてまいりました。これは過去3カ年ですね、4カ年、その中でもまたアンケート等も実施しまして、住民の意向を聞いて、努めて住民がこの学校教育についてどのような考え方を持っているかということ把握するために説明会等を通して努めてまいりました。その中でいつまでも教育委員会は意見だけを聞いて、前進がないのではないかとという声も多くありました。そういう中で教育委員会としても住民の意見をこれまで聞いてきて、アンケートを実施してまいりました。そして学校のあり方、望ましいあり方検討委員会からの提言も受けまして、教育委員会としては何らかの考え方を示す必要があると、そういう教育委員会の案を提示する時期にきているという判断をいたしまして、教育委員会に諮って、今回素案を出していますので、ある程度、住民の意向を把握して、その時期にもきていますと、これまでも先延ばしすることはできないという状況を把握して、今回素案をつくっていった経過がありますので、そこら辺は御理解をいただきたいと思いますので、私が教育長になってすぐ、これがスピードアップで進んだということでは決してありませんので、そこら辺はまた御理解をいただきたいと思います。

少人数学級の効果についてなんですけれども、この少人数学級、学校というのがどのレベルのものなのかということで、ちょっと認識の違いがあると思うんですが、今、村内の小学校が統合すると、1学級25名から30名ということで、さらに今、文科省が言っている、あるいは教育効果が上がる少人数学級ではないかと思います。今の村内の学校は極端に、もう来年は小学生が1名とかという学級もありまして、複式学級の弊害が非常に大きいと。そういう中では教育効果を高めることは非常に厳しいということで、そうじゃなくて、やはり子供たちは集団で、全体の中で切磋琢磨しながら、あるいは競争もしながらやっていくのがいいだろうということで、村民の方もそう思っている方もたくさんいらっしゃいますので、その辺はまた御理解いただきたいと思います。この教育効果については、まさに今、大宜味村は今よりも、統合することによってさらに教育効果は高まるだろうと思います。そう思いたいと思います。

それから望ましいあり方の検討委員会ですね、これは任務は終えているんですが、会議録はちゃんと第1回からそろえておりますし、テープを録音してやっております。場合によってはまた記述でまとめてやっているところがありますが、重要な部分については全部テープに録音して、議事録として残しております。

それからこの検討委員会で最初から統合ありきで話し合いがされたのではないかとという質問がありましたけれども、検討委員会には教育委員会が8名いますけれども、集まってもらって、皆さん大宜味村の望ましい学校のあり方について話し合ってくださいということを最初に言って、最初から統合について、複式学級解消について話し合ってくださいということは言うておりません。かえって検討委員会のほうから、メンバーの中から教育委員会はちゃんと統合について話し合ってほしいとか、諮問してほしいという要望もありましたけれども、教育委員会事務局としては、特に統合とかそのものに的を絞らないで、全体的に、トータル的に大宜味村の学校のあり方を話し合ってもらいたいということからスタートしました。ですから統合ありきでの議論ではありませんでした。その中から今、大宜味村の学校が置かれて

いる喫緊の課題というのは複式であると、複式解消を早目にしてやらなければいけないということで、複式についてを重点的に議論して、検討委員会のほうからも何も複式では限界があるということで、学校の統合が望ましいという提言を受け、教育委員会会議でもそれを踏まえ、また教育委員会内部でも調査、視察をして、この素案の決定に至ったということで御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

今の教育長の話の聞くと、多数、多数と言うんですが、これは最初から多数の意見ということが前回から出ているわけなんですけれども、この多数ということに、本当に人数はどのぐらいだったのか。これは相当疑問を持っております。

それから複式解消なんですけれども、これは前に、先ほど話をしたんですが、支援員、大宜味村も村単独で支援員をやっているわけです。そこを教員の免許所持者を採用すれば、この複式の学級に入ることができると思うんです。一般的な国語、算数、理科、社会ですか、こういったものは個別に教えることができると思います。音楽、体育は専門的なあれで総合でいいんですけれども、その辺ももう少し考えてもらいたいと思います。

それから先ほど私が聞き流したかもわかりませんが、今までのいろんな教育懇談会の中から出てきた素案ができました。私は素案ができたたたき台とさっき聞いたんですが、本来はこれからということなんです、教育長はそこをこういうふうに思っているのか、これからまた、本来、この素案ができていものだから、今までのことは素案ができるためのたたき台の議論であって、今からこの議論はやっていくのか、その辺は最後に教育長にお聞きします。

あと村長に対しては、これは私が最初に統合問題で質問したのが平成20年9月定例会であります、この結の浜の計画に学校用地とあるんだが、そこは中学校用地ですと、そういう、この時点では、埋立計画の中では小学校用地を必要とする議論がなかったと村長は答弁をされております。もちろんこの時点ではそういうことはなかったかと思うんですが、現在、この埋立計画を見て、8月13日に説明をされているわけです、こういうふうに結の浜に一体化して、施設も共有してやりますよという、それを聞いた村長の見解はどうだったのか、最後にそこを村長と教育長に聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 村民多数の意見ということでありましたが、これは教育懇談会等での意見、そして今回行った説明会。発言は少なかったんですけれども、アンケート等に賛成する意見も多数ありまして、否定的な意見というのは、私が確認した中で1枚というんですか、1人の方がいましたけれども、ほとんどが賛同しているような、理解を示しているようなアンケート結果でありました。

それから複式解消についてどういう対応をしたかということなんです、やはりこれは教育委員会としても複式学級にはいろいろ課題があるということで、いろいろ考えてまいりましたし、一括交付金等も使えないかということもいろいろ話し合ってきましたけれども、結果的にはかないませんでした。

それとこの素案についてのことなんです、これはあくまでも適正化総合基本計画ということで、内容についてはまさに素案、たたき台ということでありますので、決定ではありません。さらにまた9月いっぱいアンケート集計もしておりますので、またできるだけ可能な限り、さまざまな角度から検討し、

そしてまた県とも調整を図りながら慎重に、できるだけ議論を尽くしてやりたいと思いますが、やはり時期というものも明示して、短い期間という時間ではありますが、中身を濃くして計画をしっかりとものに、ちゃんとしたものにつくり上げていきたいと思っておりますので、また村民の皆さんの御理解をいただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの佐一議員の御質問にお答えいたしますが、その前に過疎対策ということもございまして、これは村の大きな課題としてずっと過疎対策を念頭に入れながら、住環境、職場環境、それから今の教育環境も要素の一つになると思っております、そういう環境改善のために努力をしてきたところであります。結果としては住環境とか、職場環境も御存じのとおりだと思っておりますが、そういう取り組みはこれからもずっと続けなければいけないと思っております。一番の大きな過疎対策としての人口増が大きな課題であるということはこれは変わりません。

今の用地の件ですが、確かに埋め立てをした、申請の中では中学校用地なんです。先ほどありますように、小学校の統合というようなものはまだ大きな話題ということにはまだなっていないんですけど、その埋め立て申請。だからあのときは中学校の用地ということでもあります。これから、その計画を教育委員会がずっと説明していますが、その後、さっき質問がありました三役会議があったと。三役会議ではその素案をこういう形で住民に説明したいという教育長の説明があつて、我々も了解をして、それに協力をしていくという気持ちはございます。今後ともその用地は学校用地ということで、中学校用地とありますが、小学校も含めた形でできるんじゃないかというような思いはございます。もしそれができたら、集約、学校として一つの集約で、多目的な、運動場も含めながら、その他の教育環境施設、社会教育環境施設も周囲を見渡しながら、そういう用地を確保できたらと思っております、今後、教育委員会としっかり協議をしながら、その問題については進めていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで学校の統廃合についての質問を終わります。

次に地域医療体制と医師住宅について、大城佐一議員。

休憩します。

(午前 11 時 47 分)

○ 議長（金城 勇） 再開します。

(午前 11 時 49 分)

○ 議長（金城 勇） 午後 1 時から再開しますので、休憩します。

(午前 11 時 50 分)

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時 00 分)

○ 議長（金城 勇） 地域医療体制と医師住宅について、大城佐一議員。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 地域医療体制と医師住宅についての質問をいたします。

これは去る3月定例会でも質問いたしました、その後の経過についてお伺いします。

まずこの訪問診療については、その3月には4月から実施する予定になっておりますという返答がありました。往診についても医師が不在になるから対応できないという返答があったんですが、これまでの経過についてその辺をお聞きしたいと思います。

まず医師住宅の管理、これは完成して1年余りになってそのままの状態であるわけですが、その辺の管理をどのような方法でやっているのか。その辺をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の地域医療体制と医師住宅についての御質問にお答えいたします。

1点目の訪問診療については、村民より強い要望にこたえる形で、4月から実施をしているところがあります。現時点において、4名の方がこの実施をしているという状況であります。往診につきましては、先ほど御指摘がありました、現在、電話等による往診以来が、相談がございますが、それに対しましては、病状等の確認をして、救急車を呼ぶべきか、後で診療所へ来てもらうか、そういうアドバイスといえますか、それを行っているところでございます。3月定例会でもありましたが、回答したように、患者から要請があったときに、患者宅へ出向くものですから、その間、診療所に医師が不在になる。そのため今のところ対応できない状況であります。

そして医師住宅につきましては、現時点では具体的な利用計画は持っておりません。今後につなげるのかという思いはあります。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 医師の住宅の件について、余り聞こえなかったんですが、訪問診療は、これは平成何年でしたか、法の改正により訪問診療をしなければならないということであるわけですから、これは当然のごとくやらなければならないと。そこで今、4名という報告がありました、この訪問診療の流れを、診療所からあったものを見ますと、限定されているわけですね、寝たきり、通院が困難な方、介助なしでは歩くことも、立つこともできないという方は限定されているわけですから、大宜味村は高齢者も多い中で自分でも行くこともできない方々がたくさんいると思うんです。もう少し大きく枠を広げて訪問診療ができないのか、その辺を再度要請してもらって、ぜひ村内で多くの方ができるようということで、この訪問、相談なんですが、これに書かれていないんですが、これは代理でもいいと思うんですけれども、歩けない方が自分で病院に行くことはできないので、多分これには書いていないんですが、多分、代理でもいいということになっていると思いますが、その辺をもう少し検討してもらえればいいかと思っております。往診についても、緊急の、これは患者の要望にこたえていくわけですから、いつ何時出なければいけないということもあると思います。しかしそこはまだ診療所としても、その辺のスタッフの陣容とか、その辺も考えてもらわなければ、本当に地域医療という根源がなくなるんじゃないかと思っております。これは9時から5時、5時以降は医者がいないわけです。これは私も個人的な、塩屋で診療所に5時15分ごろ行きました。ちょうど門扉を閉めて帰ろうとする、多分、事務方の男の方と女の方と思いますが、もう終わったんですかと聞いたら、はい、5時までですよとあっけなく答えるわけです。ということは、5時から全く、医者がこちらにいないわけです。これは都会だったらま

だしも、ほかにたくさん病院もあるからいいかもわかりません。9時から5時でちゃんと終わって帰ってもいいかもわかりません。しかしこういうお互いの地域では、5時から医者がないということに対して、本当に不安を持っている住民がたくさんいると思います。その辺、本当に地域に根差して、地域とともに、地域のために頑張るような姿勢のある人はいないのか。その辺は村としてどういうふう考えているのかお聞きしたいと思います。

そしてこの医師の住宅ですけれども、1年もそのままほったらかしにしているわけです。これは年何回窓を開けたのか。皆さんも御存じのとおり、家というのは幾ら新しくても1年間閉め切っていれば、中がどうなるかということぐらいわかると思います。恐らく畳、壁などはカビだらけでだめじゃないかと思っております。これはクーラーも調べて見ると、3機入っていますね。新しいのが3機。そしてガス、電気、水道、ボイラー、アンテナもあるからテレビも入っていると思いますけれども、そういったもろもろの施設は完全に整備されているわけです。それを1年間も放棄している。水道の基本料金、電気も基本料金、テレビもつないでおればNHKの受診料も出るわけです。クーラーに関して、例えば何かのショックを与えれば室内機がだめになるとかいろいろあるみたいなんです、この1年で使わなければですね。これがもしそのままほったらかして、例えばの話、次、住宅に住むという医師が来た場合に、どうぞすぐ住んでくださいでは済まされないと思うんです。また修理、修理、修理。そうしたらまた修繕費がかかるし、その辺もどういうふうに管理しているのか。さっき言ったガス、水道、電気はちゃんと、テレビも出されているのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 大城佐一議員の質問にお答えします。

まず住宅の管理のほうですが、一応、定期的に空気を入れかえするために開け閉めを行っています。今現在、電気のみが通電していて、水道とガスについては切っている状況です。

それとあと1件の訪問診療についてなんですが、確かに議員おっしゃるとおり、診療所からの呼びかけとかいろいろやっているわけではあるんですが、この内容自体、もう一度検討する必要があるかと思っています。それで今、本当に訪問診療が必要とか、そういったことを、今、主に把握しているところが包括支援センターとかが割と情報を持っているものですから、そこら辺とタイアップして、それと防災マップ作成もこれから、10月以降手がけていく予定がありますので、その中でもおのおのの状況を確認して、情報をもとに診療所と調整して行って、訪問診療がなるべく受けやすくなるような状況をつくっていきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この訪問診療なんですけれども、これは前の、今年の3月定例会で質問をしたときに、診療所としてはどうかということに対して、これは課長が返答しておりますが、医師の経営に対してということがありますので、そういうことを今尊重している状況です。診療所としては、朝9時から5時まで診療をするという形で、5時以降の束縛というか、そこら辺はやっていない状況ですと。こういう返答をされていますけれども、こういう事態がちょっとかけ離れた話じゃないかと思います。これは本当に地域医療に携わる使命感を持った医師としては、こういうことは絶対考えないと思うんです。本当に地域に来て、地域のことをやるという意味が持てる医師だったら、5時以降でもやると思うんです。その辺をもう一度、村としても弱腰にならないで、もう少し強く言ってもらいたいと思います。なぜかという、これは大宜味村健康づくり推進についての答申ということで、その中で医療サービス

についてということで、これは答申されているわけですが、その中にもいろいろ、これをちょっと読み上げてからやりましょうか。途中からいきましょね。特に地域の診療所と病院との医療連携は不可欠である。この連携システムの根幹は病院の入院機能を初め、専門的医療技能、つまり適切な診断と治療との機能、そして診療所のかかりつけ医療機能、つまり医療の継続だけでなく、介護の他職種と共同して生活を支える技能である。在宅医療は外来診療の延長線上にある医療で、訪問介護、往診、看取りの診療を基本的に連携した医療サービスを確立することということで、これは答申されているわけです。これは答申した委員の中にも現在の診療所の所長入っているわけなんです。本人も言っているわけなんです、これは。こうしてやりますと、答申しているわけなんです。本人も委員のメンバーに入っているものだからわかっていると思います。そう言いながら、5時にきっちり帰って、往診も不在になるからできません。看取りのあれもできませんとか、すべて本人が蹴っているわけなんです。本当にこの地域の医療がこういう都会的な、こういったら語弊があるかもわかりませんが、公務員的な感覚で9時から5時、そこで終わってしまえば、村民の大切な命はどう保たれていくのか、その辺の保障をどういうふうに考えているのか。もう村民にしては、5時から不安である。これは例えば、住宅に医者が住んでいて、救急の患者がいたときに、搬送するまでの応急処置を施せば助かる命も全く施されないわけですから、助からないわけです。本当に近くにいるといたないでは相当変わってくると思いますので、その辺を十分検討して、本当に地域医療とはどういうふうにやればいいのか、もう少しこれは検討する余地もあると思います。これも今回、こうしてやってきたわけですが、もう少し、またこの辺についてもあとあとまた質問していきたいと思います。

あと医師の住宅、先ほど課長のほうから電気と水道は切っているという話なんです、メーターがついているということは基本料が出るわけですよ。メーターはついているわけなんです。おととい確認してきました、メーターを、ちゃんと。この水道のメーターは薬局の後ろ側、診療所、薬局、住宅ということで3つ一緒にセットされています、別々に。これはセットされているということは基本料は出るわけですよ。これは電力のほうは切っているわけですね。つながっている、じゃあこれも基本料が出るわけですよ。その辺の、先ほどまた月何回かということなんです、その開けたときの状況をまたお願いしたいと思います。部屋の中の状況がどうなっているのか。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 月に何度か担当のほうで開けている状態ではあるんですが、今のところ特に変わった状況という報告は受けていません。大体2週間に1回か3週間に1回、月に一、二回程度です。それと特に台風とかがあった後には確認をしに行くようにはしています。以上です。

水道についての料金ですが、ちょっと細かく確認していないので、確認してまた答えたいと思います。

今後ということになるとは思いますが、今、4月以降、診療所と定期的というか、日にち決まったとかそういったことではないんですが、常に情報交換しながらやっていますので、今後に向けてもこれから村としての要望とかを診療所へちゃんと伝えて、できるところは改善していくような形で相談を続けていきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

水道の件も、これはメーターも設置されているわけですから、その辺の管理も徹底してやってもらいたいと思います。この医師住宅に住むようなことがなければ、ほかに方法はないのか。これは今、勤めている看護師、運転手などたくさんスタッフがいますので、そういう方々がでも借りられるような方向に持っていったらどうかと思います。これは一般にはちょっと難しいかとも考えますので。

それと前回質問したときにスタッフの増を検討していくということだったんですが、これはスタッフが増になっているのか。

それと胃カメラ資材はあるんだが、これは緊急対応はできるけれども、ふだんはやらないということをおっしゃっておりますけれども、課長が答弁でね。胃カメラは緊急対応のときはやりますと、しかしふだんは時間の関係でできませんとあるけれども、これは大変なことですよ。緊急対応はやりますと、平然からやっておかなくて、急に本当にやって間違いを起こしたらどうしますか、緊急で。その辺ももう少し、機材の有効活用できる。対応できない、できないばかりでは本当に済まされないと思います。これは現に今までやってきているんだから、胃カメラの検査があるのは月に何回、第2と第4土曜日とか。北部病院から専門の方を呼んで、ちゃんと今までやっているわけなんです、こういうことも。

そういうこともいろんな問題もたくさんまだ出てきますけれども、できるだけ、本当に、村民がもうこれは村長の方針でもある健康長寿のいきいき輝く文化村、本当にそういうふうになるような地域医療のあり方というのを、ぜひこれは検討して、村民が24時間安心して大宜味村に住めるような医療体制の確立をお願いして質問を終わりたいと思いますが、先ほどの質問は課長に、最後にまたひとつ村長、今の医療体制についての答弁を求めまして終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） まずスタッフについてなんですが、4月以降、看護師が1人増になっています。

医師住宅についてなんですが、やっぱりそのまま放っておくのはもったいないというか、維持管理費もかかるわけですから、何らかの形で使える方法という検討もこれからやっていきたいと思います。

胃カメラについては、やっぱり胃カメラを受けるためには本人の体の準備とかがありまして、これはほとんど胃カメラをやる場合には予約制でやっていますので、できたら専門医という方向性でしばらくは進めていきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 大城佐一議員の御質問にお答えします。

御指摘のとおり、地域医療というのは非常にすばらしい形だと思えます。これはよく理解できますけれども、そういう体制がなかなか取りづらいというのが現状だと。これは御存じのように、医師不足の問題も含めて、地域医療と医師、連携との関連も十分ございますので、条件がいろいろある中でできるだけ改善は目指していきたいとは思いますが、そういう現状の中で非常に厳しい状況にあるということをお理解いただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 辰 徳 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村立学校適正化総合基本計画（素案）について、宮城辰徳議員。
5番 宮城辰徳議員。

○ 5番(宮城辰徳) 先ほど大城佐一議員からいろいろと同じ統合の件であって、教育長から答弁がありましたけれども、同じような形になろうかと思えますけれども、お伺いしたいと思います。

大宜味村立学校適正化総合基本計画(素案)について。

大宜味村立学校適正化総合基本計画(素案)が、平成20年度から23年度にかけ開催されてきた地域教育懇談会等の意見をもとに策定され、去る8月ごろから地域ごとに説明会を開催していますが、進捗状況と地域の反応等はどうなのかお伺いたします。

○ 議長(金城 勇) 教育長。

(友寄景善教育長 登壇)

○ 教育長(友寄景善) お答えいたします。

去る8月30日の宮城区をスタートに昨日の大兼久まで、村内全字での説明会をほぼ予定どおりの日程で終わりました。各字の説明会におきましては、幼児、児童生徒数の急激な減少と、このことに起因する複式学級の実態や学校の課題等を説明してまいりました。そして村立学校が抱える課題を解決するために、村立学校適正化のための計画、素案を説明、提案してまいりました。説明会では住民からの質疑や意見、要望等を賜り、アンケートもいただきました。全集落における説明会での反応については、素案に対してほぼ理解と賛同が得られたものとの感触を得ました。以上です。

○ 議長(金城 勇) 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番(宮城辰徳) 私がなぜこの質問をしたかといいますと、本当にこの素案がすばらしい形でできていると、約4年間、いろいろ懇談会を踏まえ、情報交換しながら、それにもとづいて作成されてきたということで、本当にすばらしい提案だと思います。それと最近ですね、特に聞かれるのが、子供を持っている親から、自分の子供が、幼稚園まではいいいんだけれども、小学校に上げるには、現状では、複式の状態では考えざるを得ないというのをよく聞かれます。そういうことからぜひ早目に計画どおり、すばらしい計画が立てられていますし、その計画どおり進めたいというのがよく聞かれます。ですからそういった状態の中できちっと計画どおり進められていることに対して本当に感謝申し上げます。なぜかといいますと、最近平安座を中心とした伊計、宮城島、浜比嘉島の学校が統合し、向こうも1クラス約20名ぐらいです。大宜味村と大体同じぐらいの人数になっているということを聞いております。やはりこれまでのメリット、デメリットのいろいろな調査をし、その中でいろんな模索の中でやってきたと。すべて賛成ではないというのが、お互い今、この中でもありますように、きちっと整理されていますとおり、同じようなことがありましたと。しかし子供たちの教育を考えると統合しかないんじゃないかと。やはり切磋琢磨して、お互い競争力を上げながらやっていくと。その中で、先ほど団体的な部活動ができないと、野球とかバスケとか、そういった中で活動することによってチーム力ができるし、先輩後輩の指導とか、そういうものも一番とりやすい活動じゃないかと思えます。それから大宜味村においては一般に使える図書館がないと私は思っているんですけれども、そういったものも設備し、一般の方も使えるような設備を早くしてほしいという一般の方からも聞かれます。これを利用するには名護市とか中南部まで行かないとならないからということで不便を感じているということもよく耳にします。ですからいろいろと現在までのいきさつは前の大城議員の質問に対してもありましたので、それ以上はしませんが、ぜひ計画どおり進めながら、できるような形で進めてほしいと、計画どおりきちっと、本当にすばらしく計画されていますので、これがスムーズにいけることを願いたいと思えます。

お願いですけれども、やはり環境の整備ということで、これはまだ早いんですけれども、決定したと

きには地域の人たちの意見を聞いていただいて、例えばグラウンドの問題、図書館の問題、いろんな環境設備をやるときには、いろいろとまたそういう地域の意見を聞きながら、実案をしていけるような体制にしてほしいと思います。そういったものを踏まえて教育長の意見ををお願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） この計画はあくまでも素案で決定ではありませんので、今後また地域住民の意見と調整を図って計画を慎重に進めてまいりたいと思います。

質問にありました環境の整備等については、現段階ではまだはっきりしておりませんので、今この場で答弁の形でどうしたいということは言えませんけれども、今後、そこら辺はもし計画どおりに進めるのであれば、もちろん地域住民の声を聞いて、そしてまたそれなりの組織等を立ち上げて進んでいくものだと理解しております。

○ 議長（金城 勇） 5番 宮城辰徳議員。

○ 5番（宮城辰徳） ありがとうございます。

確かに今は時期尚早だということはもちろん私も理解しています。そういう統合することによって、給食センターとかがすべて1つの場所になるから効率的、いろんな面でよくなると思いますのでぜひ前に進んでほしいと思います。

それでは最後、今は時期尚早ですけれども、村長の意見として、これは今、進められてきている状況と、それに対しての村長からの特別な意見があればお伺いしたいと思っています。よろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの辰徳議員の一般質問にお答えをいたします。

御質問の中に、地域の説明会に参加してということがございますが、この学校適正化基本計画説明会の進捗状況と地域の反応と、最新の質問から、今の御質問についても教育長からそれぞれお答えがございました。私も1区ではありますが、塩屋区の説明会に参加いたしまして、その内容の説明を聞いておりますが、本村においても少子高齢化の進行というのは非常に顕著であると。村立すべての小学校で複式学級を抱え、中学校は1学年1学級、きのう、おとといの運動会を見ると82名という在籍のようで、中学校にしても非常に小規模校である。また中学校では施設の老朽化、これも指摘がございました。耐震化対策もされていない、そういうことがございますので、早急な対応課題としてとらえておりますが、速やかに課題解決策を講じて、本村の将来を担う子供たちの学校教育環境を整備するためにきれいに策定されているという理解をしております。学校適正化総合計画の素案を展開するに当たりましては、教育委員会の意向、先ほど来、教育長がいろいろ答えておりますが、そういった意向や考え方というのを聞きながら、教育委員会との調整協議、あるいは役場庁内でもそのことの議論を重ねて、方向性を一致させていけたらと。今回の説明会等の村民の声を反映させようということでございますから、それに対応しながら教育委員会、あるいは庁内でしっかり調整、協議をしながら対応していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

◇ 前 田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に役場玄関横の村案内図の書き換えについて、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 最後の質問者になっておりますけれども、執行部のほうからいい答弁をいただいて、できるだけ短い時間で済ませたいと思っておりますので、もうしばらくおつきあいのほどをお願いいたします。

それでは役場玄関横の案内図の書き換えについてお伺いをいたします。

現在の案内図は、相当年数が経過しております。これ相当と書いているのは、これは恐らく二十四、五年になるんです。御存じのとおり竹下内閣の1億円のふるさと創生基金時代の案内図なんです。現在、案内図ということで自信持って案内図と言えるかどうか非常に疑問に思っているわけなんです。ただ絵を描いているだけじゃないかという感じがするんです。案内図といたら、道路網とかいろいろきちんと書いてやらないと案内図とは言えないんじゃないかと思います。その相当の期間の中でも、御存じのように道の駅とか結の浜とか、いろいろできまして、だからそういうこともきちんとやらないとおかしいんじゃないかと。それが案内図じゃないかということで、公共施設や医療施設、先ほどお二人から医療施設関係の話がありましたけれども、入り口もわからないと看板の話とかがありました。そういうことも明記したほうがあらゆる面で利用できるんじゃないかと思います。

そこで現在の方法でなくても、マップ方式とか、この前新聞にもありました大宜味村特集で、新聞をちょっと見ましたけれども、非常にわかりやすい、ああいう方法になりますと。何らかの方法で、せめて今よりはいい方法を考えていただきたいと思っておりますけれども、書きかえの必要性は当然あるだろうと思っておりますけれども、その件についてお答えいただきたいと思っております。

○ 議長(金城 勇) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) ただいまの前田 孝議員の御質問にお答えをいたします。

確かに議員御指摘のとおり、現在の案内板は設置してから20数年たっているということで、かなり年月が経過しております。先ほど御指摘がありましたように、結の浜だとか、あるいは大保ダムだとかということがこの中にも示されていない、掲示されていない、事実と合わない部分が出ているということですが、こういう例示されていないこと、あるいはホテルが大きく出ていると思っておりますが、そういった例示されていること、昔のことがそのままされているという、そういった現状にもあります。この現状と掲示板の掲示と違いが出ているということもございまして、これは当然書きかえの必要性があるなど。これは我々としても非常に書きかえる必要性というのは痛感をしているところでございます。これまでも書きかえについては検討を数回重ねてきました。現在の案内図は安全性の面から十分使用可能である。案内図を書きかえするのがよいのか、あるいは新設したほうがいいのか、また時期はいつごろがいいのか、さまざまな要素を我々検討しているところであります。設置場所についても御指摘がございまして、議員提案の場所を含めて、これは看板になりますので、顔になりますので、総合的に検討をしていきたいと思っております。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 必要性については当然だというお答えになっております。そこで設置場所の検討の件についても既にお話がありましたけれども、私はこの設置場所を、今の案内図を正面から見ますと、東シナ海は山手のほうにしか向いていませんよね、海は。掲示板の側からすると、今のよう書き方にすると海は真正面にそのまま見える。北、南ははっきりすると。それで場所をそうしたらいいん

じゃないかと思ったんです。それで県内外からお客さんが見えますから、役場は。特に本土の方々はこちらを見ている場合があるんです。山手、南どうなっているかと、海と。こちらにあれば一目瞭然じゃないかなと思うんです、東シナ海は向こうですから。それで位置の問題も一応提起はしているんですが、先ほど総合的に検討というんですが、位置の問題を含めて、現在のものを利用してやるのか、またどうするのかということを経済的に検討するとおっしゃっているんですが、位置の件についてはどうお考えですか、今私の質問に対しては。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 大変建設的な意見ですね、ありがたくちょうだいしていきたいと思えます。先ほど村長から答弁のあったとおり、非常に案内板としては物足りない、また見づらいと、年数がたっている分、非常に現状と合わないというのもありまして、どのような形の案内板にしたいのかということで課内でも検討しています。実際見積もり等ももらっています。その中で実際、基礎部分とか、あるいは枠の部分とかは耐用性から考えても十分使えるということもりまして、今考えているのは、現状の板をもう1回塗りかえして、そこにいろんな技術的なものも上がってまして、村勢要覧、あるいは観光マップ、そのあたりを写すような形で、よく宣伝のほうにもあなたの持っているものは何でも印刷ができるんだよという、そういうこともあるんですが、そういう形で、何かもっと総合的に見やすい、あるいは本当の案内板になるようなものを検討していきたいと思えます。位置について、マップの上での形になりますので、今現在の場所でそれが対応できるような工夫もやっていきたいと思えます。財政的な面もありますので、そのあたりを含めて総合的に考えてはいきたいと思えます。また今の場所にそのまま、今検討はしているんですが、これが果たして長年こっちのほうに置くのか、そのあたりも含めて、あるいはまた結の浜に新しいものをつくったほうがいいのかということもあるんですが、現実的にこれが必要ということになっておりますので、今、進めている賃貸工場あたりの位置、あるいは既に移転されている診療所、そのあたりをちゃんと書き込んだ形で進めていきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） これで役場玄関横の村案内図の書き換えについての質問を終わります。

次に村道及び農道の排水溝の土砂等の除去について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 村道及び農道の排水溝の土砂等の除去についてお伺いいたします。

まず質問に入る前に、台風15号、立て続けに16号が襲来しまして、その間、執行部の皆さんは昼夜問わず、また土曜、日曜も返上して対応していただいたことに対して、その労に対しては高く評価したいと思えますし、まだちょっと残っているところもありますので、その努力もまたお願いしたいと思っております。それでは質問に入らせていただきます。

排水溝の土砂等の除去がなされていないために、これは台風前からの話なんです。道路からあふれて、周辺ののり面から流出等があつて、農地などの被害とかいろいろございます。特に村道作場線などは、下のほうに一名代という集落がございまして、そののり面からの水が、排水が今ふさがっているために流れて、前と水の流れが変わってきているんです、農地もちょっと流されたり。集落まで影響が来た場合に、その排水溝の中の土砂を除去しないと大変危険であるということは明白なんです。これが要因になってしまうと、これはそういうときには災害とは言わない。人災と言わざるを得ない、きつい言い方かもしれないんですが、そうなっては困るんですよ、人災と言われたら。ですからその辺は皆さん、よく御存じだと思います。

それから謝名城農道においても、もう四、五年前から堆積があるんです。これは見てわかります。この前、課の職員を2人、告示の日ですか、午後2時ごろ私のところに来ていましたので、私、ここの箇所を全部案内しました。確認を村はやられていると思います。それを防止するためには早く対応していただいて、常日ごろ堆積がないようにしてやらないと、結局予防的見地からやっておけば、道路の決壊も少なくなるんじゃないかという感触を持っているわけですが、その対応策についてどうお考えか伺いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質問にお答えをいたします。

それ以前の課題だという御指摘でございまして、まさにそういうものはそういうことなんだろうという思いはいたしておりますが、議員御指摘のと通りの排水溝の機能、これが阻害されているという、これは機能を阻害する土砂等の堆積によって、雨水処理機能というのが果たせない、役割を果たしていない、それがそのまま災害へとつながっているというような現状があると、そういうことでありますから、ふだんから、定期的な巡回を行い、排水溝の土砂及び樹木等の撤去を行っているところではございますが、議員御指摘の現場においても、民家や農地への影響が懸念されますことから、災害につながらないように早急に対応をしていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ひとつ善処方をお願いするために、これは常日ごろから、この場所だけじゃないです。村全体の問題ですから、村全体の村道、農道の排水、本来の機能が果たせるようなやり方をしないと、土砂が堆積していたらこの排水そのものがないのと一緒ですから、村長、今、答弁いただいたように対応方をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1つ、お話ししておきたいんですが、最近の台風15号、16号によって、農道、村道の沿線の土砂崩れといいますか、それが大分見受けられるんです。そもそもその要因としては、ある程度の方とも話はしたんですが、やっぱり大きい木の問題だろうと。木が大きくなり過ぎて、風が強くなり過ぎて、揺さぶられて土砂がそのまま崩れたんじゃないかと。今回のものを見ても、普通の崩れ方じゃないですよ、やっぱり木が立ったまま滑落していますから、恐らくあっちこっちでは皆さん、伐採についてはやっていると思うんですが、ちょっと話聞いたんですけども、それは地主の了解を得てやらなければならないだろうと思ひます。また村広報あたりでも、すぐ村ができなくても、地主は予防しておかないといかんですよということで、みずからできるだけ木を切ってくださいと。そうしなければ道路とか崩れた場合にはみんなが迷惑しますということも、広報あたりで呼びかけたらどうでしょうか。それでまた村が伐採をするという場合には、やっぱり所有者の一部負担をやって私はいいいと思うんです。みずからのものですから。そういうことも広報あたりで呼びかけていろいろやって、その段階的踏んでやっていただいたら農道、村道ののり面の崩壊というのは大分少なくなるんじゃないかと思ひます。その点について答弁をお願いして質問を終わりたいと思ひます。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの大木によるのり面の崩壊等については、やっぱり役場のほうでもそういう意見もありまして、検討します。ということはどうしても揺さぶられることによって、雨水が側溝のほうに、隙間に入って行って、結果的に地下に浸透して、それによって土砂は崩れていくとい

うことじゃないかなということ。そして最近の山の整備というんですか、伐採、間伐等がされていないというような状況もあります。それも大きな、今回のような大雨の被害が出る要因だということも指摘されております。さっきありましたが、役場としてもそのような観点からぜひその辺の整備もしたいと思います。負担等、あるいは村民への理解等についてもこれから啓蒙等もしていきたいと思います。どうもありがとうございました。

- 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
御苦労さまでした。

（午後 1時56分）

平成24年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成24年9月20日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年9月20日 午前10時00分)

散 会 (平成24年9月20日 午前10時48分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 山 城 均

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 宮 城 博 俊

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 一 道 教 育 長 友 寄 景 善

総務課参事兼
係 長 大 嶺 実 教 育 課 長 新 城 寛

財 務 課 長 山 城 文 子 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 一 道

住 民 福 祉 課 長 大 城 武 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

企 画 観 光 課 長 島 袋 幸 俊 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

産 業 振 興 課 長 兼
シークワサー振興室長 宮 城 豊

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	同意 第 4 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質 疑 付 託 省 略
2	承認 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて	質 疑 付 託 省 略
3	議案 第 3 1 号	債権の放棄について	質 疑 委員会付託
4	議案 第 3 2 号	大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
5	議案 第 3 3 号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	質 疑 委員会付託
6	議案 第 3 4 号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委員会付託
7	議案 第 3 5 号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委員会付託
8	議案 第 3 6 号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託
9	議案 第 3 7 号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託
10	認定 第 1 号	平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
11	認定 第 2 号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
12	認定 第 3 号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
13	認定 第 4 号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
14	認定 第 5 号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

本件は、同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

◎承認第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第2 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第31号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第3 議案第31号 債権の放棄についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) それでは議案第31号について質疑をいたします。

本件は、特産品加工施設使用料として146万1,900円の債権を放棄したいという議案になっているわけなんですけれども、これはちょっと調べてみますと、復帰後、この債権の放棄の議案というのは過去に例はないと思うんです。今回、初めてじゃないかなと思っておりましたが、村民の納税義務者との関連とかいろいろ考えますと、これはやっぱり村民には債権放棄に至った経緯等、やはり執行部としては説明責任はあろうかと思うんですが、その説明方法についてお答えいただきたいと思います。村民へ説明する方法についてどう検討されているのかお伺いいたします。

○ 議長(金城 勇) 産業振興課長兼シークワサー振興室長。

○ 産業振興課長兼シークワサー振興室長(宮城 豊) ただいまの前田 孝議員の質疑にお答えしたいと思います。

復帰後ないということで、実際に私どもとしても債権の放棄をしなくて、そのまま置いておけば議会の議決を得ることなく時効で終わるということになりますけれども、前回、本会議でも述べましたように、滞納者との会議において自分たちも早く清算をしたいと、早目に解決できないかということがありましたので、今回の債権の放棄に至っております。説明方法に関しては、前田議員御指摘のとおり、やはり村民としてはなぜ債権を勝手に放棄するのかということで非常に疑問が残ることだと思いますので、区長会等を通じて御説明したいと。もし強く、反発ではないんですけれども、要望があれば、その地区に出向いていってでも、その内容等に関しては事細かく説明したいと思います。以上です。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 1回の質疑で終わると思ったんですが、今の課長の答弁では時効まで放っておいてもいいというような話なんです、これは司法上の債権ですから、時効云々は成り立たないですよ、こういうのは。ですから議会の議決を得てやっているんだろうと思うんです。区長会としても、区長の

皆さんだけが聞いて、区長が各字においてどのぐらい説明するかわからないですよ。だから村の立場としてやるときには、村の広報というのが一番いいじゃないですか。村の広報あたりで説明してもらったら、前回も何かの件であったですよ、広報での。その広報での掲載はお考えになっていないですか、お伺いします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長兼シークワサー振興室長。

○ 産業振興課長兼シークワサー振興室長（宮城 豊） ただいまの御指摘なんですけれども、広報等でもしっかり載せて説明責任を果たしていきたいと思います。また区長会等でも先ほど言ったように、まずは御説明して、広報紙等もあわせて説明したいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号 債権の放棄については、建設経済常任委員会に付託します。

◎議案第32号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第4 議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第33号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 予算書14ページをお開き願いたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費の19節の中の一心療護園敷地造成費助成金200万円計上されているわけですが、これの全体図を、この200万円は何%ぐらいの補助率になるか…、すみません、2,000万円です。それと何%ほど2,000万円が占めているのか、それを御説明願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 前田 孝議員の質疑にお答えします。

とりあえず事業費は概算事業費で7月から8月にかけて調整してきたときの金額で、工事費、設計費を含めておよそ4,300万円になります。それで当初は4,000万円ほどでおさまるんじゃないかということで一心福社会と調整してきておまして、それで4,000万円の2分の1という考え方で今回予算計上をしています。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 大体わかったわけですが、今後そういう補助金が拠出される予定はあるわけで

すか。なぜかといいますと、一心療護園が当初できた場合には、債務負担行為で大分長い期間、債務負担行為でやって実施してきた経緯がございますね。それ以外にも今後、補助金として助成するようなことが出てくる可能性がありますかどうか、それだけをお伺いしておきます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） お答えいたします。

この助成については、現機能の維持を前提にやるということが前提でございました。それでそれに相応する面積の確保及び駐車場の確保ということでございまして、これが今回限りでございまして、この件については。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第34号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第35号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、9人の委員で構成する
予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第36号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、9人の委員で構成
する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第37号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、9人の委員で構成
する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ

いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第10 認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) それでは決算書の12ページ、住宅使用料の滞納繰越分と。それと21ページの学校給食費の滞納分、この2件についてお伺いをしていきたいと思いをします。

まず学校給食費については、消滅時効は何年とお考えでしょうか。住宅使用料についても消滅時効は何年とお考えになっておられるのか、お答えいただきたいと思いをします。

○ 議長(金城 勇) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) ただいまの御質疑にお答えします。

消滅の話で、民法だったかと思いをしますが、2年だと認識しております。消滅時効についてはないものと思いをしますが、先ほどの徴収の中のものについては2年と認識しております。

○ 議長(金城 勇) 建設環境課長。

○ 建設環境課長(山城 均) 消滅時効についてはないものと考えております。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) これは時効はないということですか、皆さんがお答えになっているのは。民法規定からすると当然時効はあるでしょう。私法上の債権としての時効、公法上の税とは違いますよ、税などは5カ年なんですよ。それで皆さん公法上のもの5カ年やって、なるから、税法第18条にほとんどやってこの不納欠損とかされているんじゃないですか。時効のないことというのはあり得ないですよ、実際。もうちょっと勉強してくださいね、その辺。何年したら時効になりますかということですよ。徴収権がいつまであるかということです。それは徴収が始まったときから2カ年しかできないでしょう、それは。時効がありませんといたら大変なことですよ。何のために民法規定がありますかということです。

そこでですね、長年そういうふうになっておりますので、この徴収方法についていろいろ検討せんといかんと思うんです。監査委員の意見書にも書かれているんです。歳入の自治がなければ、歳出の自治も成立せず、歳入の自治を回復するには自主財源の確保を基本方針としなければならないと、監査委員からもきちんと指摘されているわけですから、そういうものについてひとつ考えていただきたいと思いをします。

学校給食費などについては、学期始めなどに保証人も立てて保護者との契約は必要だと思うんです。

そうすることによって徴収が非常にやりやすいんだと思います。これはたくさんありますから、きょう時間限られていますから、そういうことでお話しますけれども、そのために少額訴訟制度というのがあるんです。それを利用したらどうでしょうかということ。顧問弁護士もいらっしゃるわけですから、これは即決になりますので、使用料についての少額訴訟をした場合に簡易裁判所をやった場合に、被告の側は争うことはできないですよ、これは。当然支払い義務が生じていますから。短期間でできますこれは。今、債権60万円以下の金銭であれば、簡易裁判所にその債権を持ってすぐ裁判が受けられるんです。副村長は御存じのはずです、その辺。だからそのときの手数料としても、請求権額の1%ですから、印紙税、5万円から10万円までは印紙代1,000円なんです。25万円を超えて30万円までは3,000円ですから、それで取れるんでしたら費用対効果は確実に上がるということになるんじゃないでしょうか。その少額訴訟制度について私が説明しないまでもわかると思いますし、また担当の課長の皆さんもあとで勉強したかったら、この本をお貸しします。そういうことで一緒になってそういうことを勉強しながらやっていきたいということで今質疑しているんですが、今後の対策として、少額訴訟制度の活用ということ念頭に置かれていただきたいんですけれども、その方向づけについてのお考えをお伺いしてこの使用料についての質疑を終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの徴収方法、今後の課題について御質疑がございましたが、これは内部でしっかり検討をして進められる方向を導き出せたらと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 最後になりますけれども、64ページ、財政に関する調書。その山林の中で2,150平米が減ということになっておりまして、決算審査意見書を見ますと、これは江洲地区の墓地公園のものも含まれているということでありまして。その墓地公園の山林の払い下げについて、その林野払下げ条例の規定に基づいた手続はとられていたんでしょうか、お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長兼シークワサー振興室長。

○ 産業振興課長兼シークワサー振興室長（宮城 豊） 今の質疑なんですけれども、ちょっと掌握していませんので、後ほど担当のものに確認して委員会等で説明させていただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 皆さん、頭に入っているかと思って、非常に珍しいんですが、皆さん例規集もお持ちじゃないし、自治六法もどなたも持ってこない。頭に入っているんでしょう、皆さん。じゃあその林野払下げ条例第1条を読み上げます、この目的、この払下げはですね、農業生産を向上せしめ、農家の経済発展を図ることを目的とするというのが目的条項なんです。そして払い下げ地域の設定が第6条なんです。これは農業振興のための払下げをする場合は、地域設定は議会の議決を経なければならない。しかし墓地公園については農業振興のためじゃなく、これは払い下げの地域設定はいいでしょうと。しかしその場合の第8条に目的外の払い下げと、この条例の目的外のために村有林の払い下げを行おうとするときは、その都度、議会の議決を経てなすべきものとする。この8条の手続とられているかということですね。私の記憶では平成23年度の予算に計上されて、その墓地のものができたと思いますけれども、議会の議決を得た記憶がございませんし、また皆さんも議案を提出した記憶がないと思うんです。その手続はとられていないものだと。そうするとこれは条例違反だということになりますよ。

そしてついでに申し上げます。それで65ページの山林の明細のところがありますね。さっきのところ
で2,976平米減になっておりますけれども、決算年度中の上限はこちらは何もあらわれていないんです。
数字に整合性ないですよ。66ページの山林のところの所有のところも、合計のところも数字出ていない
です、一緒ですよ、それ。そこも減のものが出てこないといかないんじゃないですか。この数字の問題
と、この払下げ条例第8条の議会の議決をその都度経て行うということについての御見解をお伺いしま
すが、詳しい内容については委員会でも結構です。ただ指摘だけはしておきます。お答えください。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長兼シークワサー振興室長。

○ 産業振興課長兼シークワサー振興室長（宮城 豊） ただいま御指摘の点なんですけれども、
しっかり精査して、委員会でははっきり答弁できるようにしたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するこ
とにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構
成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第11 認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決
算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査するこ
とにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、8
人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第12 認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決
算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 水道使用料についてお伺いしたいんですが、これも一般会計でお伺いしたように、水道使用料の料金の請求権の消滅時効は何年であるとお考えですか。

○ 議長(金城 勇) 建設環境課長。

○ 建設環境課長(山城 均) 水道料金の使用料の消滅関連についてですけれども、民法上の時効として、以前は公営企業法の5年間という関連があったと思うんですけれども、現在、民法上、2年で消滅するということですが、村としましてはその辺の時効関連ということではなく、継続して請求しているという状況で今やっております。

○ 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 課長は勉強されております、たしかこれは2カ年なんですね、私法上の問題で。これは15年の、最高裁の判例によってこれは確定したと。おっしゃるように従来は5年という感触でやってきましたけれども、この15年の最高裁の判例から2カ年だと、私法上の債権として。それは当然、今課長がおっしゃるとおりでございますので、それは結構です。

この使用料についても、時効経過後の請求権が発生しても無効でしょう。またそれは消滅して、請求して納付されても、あとは過誤納付金として還付しなければならないでしょう、本来は。それを債権者から、裁判所から言われた場合にどうなるかということも、その辺よく考えないといけないですよ。ですから先ほど一般会計の決算でも申し上げましたが、これも少額訴訟制度を活用してその都度整理していけば、そんな滞納繰越分になって何年も前からということは出てこないです。これは実際に公法上の税と性格は違って、これは自分で利用したものでしょう、そういうのは。だからそういう性格上の問題から、訴えるという何か大げさになるみたいですが、執行部の皆さんも英断を持ってきちんとやらないと、まじめに納付している方々との公平の均衡をとらないといかないんじゃないかと思っておりますので、それだけを申し上げておきますけれども、お感じの点があったらお伺いして質疑を終わります。

○ 議長(金城 勇) 建設環境課長。

○ 建設環境課長(山城 均) 先ほど一般会計のほうでも村長から答弁がございましたが、議員御指摘の少額訴訟制度ですね、積極的に導入していけるような方向で検討していきたいと思っております。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第13 認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、
8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第14 認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、
8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思
います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定
しました。

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前10時34分)

- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時47分）

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に平良嗣男議員、副委員長に具志堅朝秀議員、決算審査特別委員会委員長に具志堅朝秀議員、副委員長に新城一智議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

- 議長（金城 勇） お諮りします。9月21日、24日及び25日の3日間は、休会としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって9月21日、24日及び25日の3日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午前10時48分）

平成24年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成24年9月21日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成24年9月21日 午後3時27分)

散 会 (平成24年9月21日 午後3時35分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	山 城 均
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 一 道	教 育 長	友 寄 景 善
総務課参事兼 係 長	大 嶺 実	教 育 課 長	新 城 寛
財 務 課 長	山 城 文 子	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 一 道
住民福祉課長	大 城 武	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久美子
企画観光課長	島 袋 幸 俊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松
産業振興課長兼 シークワサー振興室長	宮 城 豊		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 3 8 号	公有財産の処分について	提案説明 付託省略
2		議案の訂正の申出について	

◎開議の宣告

○ 議長（金城 勇） こんにちは。

本日は、休会となっておりますが、議事の都合により会議を開きます。

（午後 3時27分）

◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第1 議案第38号 公有財産の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案提案の前に、大変お騒がせしておわびを申し上げたいと思います。

本来でしたら、議会の議決を経るべきところを、その行為なしに売買契約を行っていたと。大変御迷惑をおかけいたしました。深くおわび申し上げます。

今後、こういうことが起こらないように、二度と同じような誤りを起こさぬようなことを十分注意しながら対処していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議案第38号 公有財産の処分について

下記の公有財産を国頭郡大宜味村江洲区長、川村博樹に売却することについて、大宜味村村有林野払下げ条例第8条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公有財産の所在地 大宜味村字津波1971番731
- 2 地目 山林
- 3 面積 2,993平方メートル
- 4 売払の方法 契約
- 5 売払価格 86万7,970円
- 6 契約の相手方 国頭郡大宜味村字白浜442の156

江洲区長 川村博樹

平成24年9月21日提出

大宜味村村長 島袋義久

提案理由

平成23年9月30日に契約し、払下げた山林について、大宜味村村有林野払下げ条例第8条の規定により議会の議決を得なければならないが、議決を得ずに売買契約を行っていたため議会の議決が必要であるので、本案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明をさせますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

（宮城 豊産業振興課長 登壇）

○ 産業振興課長（宮城 豊） 議案第38号 公有財産の処分について、補足説明をいたします。

江洲区へ墓地建設を目的として払い下げられた山林2,993平米であります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定を適用し、金額、面積ともに議会に付すべき案件ではないと判断し契約に至ったわけですが、今定例会で質疑を受け、大宜味村村有林野払下げ条例第

8条に規定されている目的外の払い下げに当たり、議会の議決を得なければならないと判明しましたので、議案を上程しております。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 追加議案ということで質疑はやめようかと思ったんですが、今後の事業等の関係があるので質疑しているんですが、今後、予定されている、造成地とか、いろんな問題がこれからありますので、今後二度とこういうことがないように、十分に執行に当たっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質疑にお答えいたします。

御指摘のとおり、過ちをおかしていけない、そういうことが結局きょうの結果になってしまいましたので、二度とそういう過ち、いわゆる同じようなスタイル、形の過ちをおかさないように議案を提案する段階でしっかり庁議等で審議を、議論をしたいと思います。ありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

議案第38号 公有財産の処分については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第38号 公有財産の処分については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 公有財産の処分について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第38号 公有財産の処分については、原案のとおり可決されました。

◎議案の訂正の申し出について

○ 議長（金城 勇） 日程第2 議案の訂正の申し出についてを議題とします。

本件について、訂正理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 説明申し上げます。

決算資料の中の一般会計の財産に関する調書の中に、山林の部分について、先ほどの面積に移動があったものを入れて訂正しております。決算書の財産に関する調書の訂正でございました。よろしくお願いたします。

お諮りします。ただいま議題となっています議案の訂正の申し出について、許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案の訂正の申し出については、許可することに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後 3時35分)

平成24年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成24年9月26日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成24年9月26日 午後3時08分)

閉 会 (平成24年9月26日 午後4時21分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第5号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	決議案 第3号	台風による土砂災害及び水害対策を求める要請決議	提案説明 付託省略
2	議案 第31号	債権の放棄について	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第32号	大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第33号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第34号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第35号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第36号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第37号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
9	認定 第1号	平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
10	認定 第2号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
11	認定 第3号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
12	認定 第4号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定 第5号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	決議案 第4号	平成23年度決算に対する付帯決議	提案説明 付託省略
15	陳情 第14号	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	委員長報告 質疑～表決
16	陳情 第15号	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
17	陳情 第16号	「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情	委員長報告 質疑～表決
18	意見案 第7号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書	提案説明 付託省略
19	意見案 第8号	地方財政の充実・強化を求める意見書	提案説明 付託省略

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
20	意 見 案 第 9 号	「30人以下学級完全実現」のための意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 3時08分）

◎決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 全員発議により提出されました決議案第3号 台風による土砂災害及び水害対策を求める要請決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。 5番 宮城辰徳議員。

（5番 宮城辰徳議員 登壇）

- 5番（宮城辰徳） 決議案第3号 台風による土砂災害及び水害対策を求める要請決議
上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成24年9月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 宮城辰徳 前田 孝 平良英勝 大城佐一 新城一智 具志堅朝秀 東 武久 安里重和

賛成者 平良嗣男

提案理由 早期復旧に向けての対策について格段のご配慮を賜りますよう要請するため。

台風による土砂災害及び水害対策を求める要請決議

国、県におかれましては、日頃より県民の生活向上のため各種社会基盤の整備と拡充に尽力されています事に厚く感謝申し上げます。

去った、台風15号・16号の直撃により村内各地において、国道・県道・村道・農道・林道等において法面崩壊による土砂災害や道路の冠水、陥没、家屋への土砂流出等の被害があり、台風通過時の豪雨と大潮の満潮が重なり、道路の冠水、護岸の越波、床上・床下浸水も発生し、近年にない甚大な被害を被っています。

本村行政当局は、この災害に対し迅速な対応を実施し、応急処置により土砂を撤去し通行ができるように対応にあたっており、被害の調査や復旧のために努力しているところであります。

今回の災害は通常の道路災害の域を超えている為、地滑り災害の対応として総合事務局、県土木建築部、農林水産部に協力要請を行い、災害関連緊急治山事業による復旧の実施依頼をし、県において諸作業を進めていただいているところです。

本村議会においては、9月25日に被害地域の被害状況の調査を行いました。被害地域においては、現在も法面が崩壊し続けている箇所もあり、これからも台風や大雨の襲来が続くと、ますます被害が増大する恐れがあり、早急な対応が不可欠であります。

よって本村議会は、国・県において災害復旧事業の諸作業を継続していただきながら、住民が安全で安心して暮らせる村づくりのため、土砂災害及び水害対策の早急の原因究明と、早期復旧に向けての対策について格段のご配慮を賜りますよう要請いたします。

以上、決議する。

平成24年 9月26日
沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 沖縄県知事 沖縄県議会議長 沖縄総合事務局長

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

決議案第3号 台風による土砂災害及び水害対策を求める要請決議は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって決議案第3号 台風による土砂災害及び水害対策を求める要請決議は、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第3号 台風による土砂災害及び水害対策を求める要請決議を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって決議案第3号 台風による土砂災害及び水害対策を求める要請決議は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号及び議案第32号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第2 議案第31号 債権の放棄について、日程第3 議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成24年 9月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会
委員長 宮城 辰 徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第31号	債権の放棄について	原案可決 全会一致
議案第32号	大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長(宮城辰徳) ただいま議題となりました議案第31号及び議案第32号の2件について、経済建設常任委員会において審査の結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、産業振興課長兼シークワサー振興室長及び建設環境課長の出席を求め、9月20日午後1時30分からの予定を午前11時に繰り上げて審査をいたしました。

まず議案第31号 債権の放棄について報告します。

本案は、平成21年9月1日に大宜味村と合同会社大宜味シークワサー振興組合との間に、大宜味村特産品(シークワサー)加工施設の管理に関する基本協定を締結し、それに基づく使用料155万1,900円のうち146万1,900円の債権の放棄であります。

合同会社大宜味シークワサー振興組合は、平成21年9月1日に協定を交わし使用してきましたが、平成22年12月10日に解散に至っております。村としては、毎年度請求書の送付、電話での催告、面談での請求を行いましたが、回収には至らなかった。解散後は、請求書等の送付先がない状況でありましたが、平成24年4月3日の話し合いで、組合は既に解散しているので支払う根拠がないとの回答を受けました。しかし、資本金の9万円だけでも支払いができないかと請求したところ、支払う旨の回答がありました。

よって債権額155万1,900円のうち9万円を差し引いた146万1,900円を回収不能と判断し、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を得るものであります。

なお、本案について、質疑、討論もなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例について報告します。

大宜味村火葬場設置及び管理条例第4条第1項の表の区分及び使用料に死産児及び手術肢体等身体の一部を新たに加えるものであります。

なお、本案について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第31号 債権の放棄について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号 債権の放棄について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 債権の放棄について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第31号 債権の放棄については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第32号 大宜味村火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第33号～議案第37号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第4 議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算、日程第5 議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第6 議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第7 議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第8 議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成24年9月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会
委員長 平良 嗣 男

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第33号	平成24年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第34号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第35号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第36号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致
議案第37号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致

（平良嗣男予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（平良嗣男） ただいま議題となりました議案第33号から議案第37号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、9月21日午後1時30分から審査を行いました。

議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算について、質疑の概要について説明します。今回の補正予算に福祉法人への助成金を計上しているが、その法人以外の助成金の考えはあるかとの質疑に対し、現施設を移転し、現在の機能を維持するため行政が協力できる範囲と判断しているので、その法人以外への助成金は考えていない。今後、場合によっては必要があるかもとの答弁でした。討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の4件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また9月25日午前9時から台風15号、16号による被害の一部の現地調査を副村長、関係課長等の説明を受けながら行いました。現地調査を終え、沖縄総合事務局長、沖縄県知事及び沖縄県議会議長へ土砂災害及び水害対策を求める要請決議を提出することを決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第33号 平成24年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第34号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第35号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第36号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第37号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第1号～認定第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第9 認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第13 認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

平成24年9月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

決算審査特別委員会

委員長 具志堅 朝 秀

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
認定第1号	平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第2号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第3号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第4号	平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致
認定第5号	平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致

（具志堅朝秀決算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 決算審査特別委員会委員長（具志堅朝秀） ただいま議題となりました認定第1号から認定第5号までの5件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月24日、26日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているかどうかについて審査を行い、質疑においては村長及び教育長の出席のもと行いました。

まず認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について質疑の概要について説明します。多額の収入未済額があり、その収納にどのような決意で臨むかとの質疑に対し、大宜味村税等収納率向上対策本部及び大宜味村収納率向上対策班において、全職員が連携をとり、納税者等の不公平がないよう法令等を勉強し、収納に結びつけられるよう取り組んでいくとの答弁でした。またシークワサー振興費の負担金、補助及び交付金に多額の不用額があるが、その状況と新たに補助金の対象とするものなどはないかとの質疑に対し、補助の対象であるが、少額であるために申請していないものがあるのではないかと、台風などにより思ったより生産量が少なかったのでは、新たなものは広報紙などを活用し周知したいとの答弁でした。討論はなく、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

また平成23年度決算に対する附帯決議を行うことを決定しております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって認定第1号 平成23年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第2号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第3号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第4号 平成23年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

これから認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第5号 平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

◎決議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(金城 勇) 日程第14 全員発議により提出されました決議案第4号 平成23年度決算に対する付帯決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

- 6番(前田 孝) 決議案第4号 平成23年度決算に対する付帯決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年9月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 平良英勝 新城一智 具志堅朝秀 東 武久 宮城辰徳 安里重和 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 自主財源の確保に最大限の努力を求めため。

平成23年度決算に対する付帯決議

1, 一般会計について

収入未済額が1億8千97万2千654円もあり、大宜味村税等収納率向上対策本部設置要綱及び大宜味村税等収納率向上対策班設置要領に基づき、自主財源の確保に最大限の努力が必要である。

また、これらの収入未済額が不納欠損処分に陥らないよう、あらゆる法令等を研究検討されたい。

なお、追認はされたものの議会の議決を経ない事業の執行や議会上程後の計数の訂正が数点あったことは遺憾である。今後、係ることがないように十分精査すること。

2, 特別会計について

国民健康保険特別会計における収入未済額及び不納欠損額、簡易水道事業特別会計の収入未済額についても、一般会計で述べたように同様の対処をされたい。

平成24年9月26日

大宜味村議会

あて先 大宜味村長

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

決議案第4号 平成23年度決算に対する付帯決議は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって決議案第4号 平成23年度決算に対する付帯決議は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第4号 平成23年度決算に対する付帯決議を原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって決議案第4号 平成23年度決算に対する付帯決議は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後 3時44分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時57分）

◎陳情第14号～陳情第16号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第15 陳情第14号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について、日程第16 陳情第15号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情、日程第17 陳情第16号 「幼稚園・

就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情を一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成24年 9月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
11	平成24年 7月9日	「若夏荘」「うるま荘」「沖縄学生会館」の最大活用を	審議未了		
12	平成24年 8月3日	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について	審議未了		
14	平成24年 8月24日	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	採 択		地方自治法第99条の措置
15	平成24年 9月4日	「30人以下学級完全実現」を求める陳情	採 択		地方自治法第99条の措置
16	平成24年 9月4日	「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情	採 択		地方自治法第99条の措置

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第11号、陳情第12号、陳情第14号、陳情第15号及び陳情第16号について、9月21日午前10時から審査をした結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第14号、陳情第15号及び陳情第16号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また陳情第14号、陳情第15号及び陳情第16号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第14号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についての委員長の報告に対する

質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第14号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第14号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出についてを採決します。
本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第14号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出については、採択することに決定しました。

これから陳情第15号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第15号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第15号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第15号 「30人以下学級完全実現」を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって陳情第16号 「幼稚園・就学前教育」準義務教育化・無償化要請の陳情は、採択することに決定しました。

◎意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第18 全員発議により提出されました意見案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） 意見案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年9月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 宮城辰徳 新城一智 平良英勝 具志堅朝秀 大城佐一 安里重和 東 武久

賛成者 平良嗣男

提案理由 平成25年度の地方財政予算全体の安定確保を政府に求めるため。

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

とくに、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。平成24年度政府予算では地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、平成25年度予算においても、平成24年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、平成25年度の地方財政予算全体の安定確保にむけて、政府に次の通り対策を求めます。

記

1. 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の前年度とは別に計上すること。

2. 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成25年度地方財政計画を策定すること。

3. 地方財源の充実・強化をはかるため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成24年 9月26日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 財務大臣 経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第7号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第7号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第19 全員発議により提出されました意見案第8号 「30人以下学級完全実現」のための意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

（8番 具志堅朝秀議員 登壇）

○ 8番（具志堅朝秀） 意見案第8号 「30人以下学級完全実現」のための意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年9月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 具志堅朝秀 新城一智 宮城辰徳 平良英勝 大城佐一 安里重和 東 武久 前田 孝

賛成者 平良嗣男

提案理由 教職員定数法の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を求めるため。

「30人以下学級完全実現」のための意見書

さて、経済格差の拡大などによる就学援助児童の増加、保護者等の多様な教育ニーズ、子どもたちの学力格差の拡大など、益々教育現場では困難な状況が表れています。

学校現場では個々に応じた極めの細かい指導や、ゆとりをもった授業が求められています。日本の学校の1学級40名の定数が国際的に見て異常な多さであり、教育の困難さを増す大きな原因であることは以前から指摘されてきました。

国としては新教職員定数改善計画で、8年間で小1～中3まで「35人学級」、小1と小2で「30人学級」の少人数定数をうちだし、平成23年度から「1年生35人学級」がスタートし、平成24年度加配定数で「2年生35人学級」にすすんでいます。

さらに地方独自の努力で「少人数学級」の実現が可能なように規制緩和されました。それにともない現在47都道府県でなんらかの形態で、「少人数学級」の施策が実施されています。沖縄県においても平成13年度から小学校低学年を中心にその改善が図られ、現在は小学校1・2年生において条件が合えば「30人以下学級」、平成24年度から3年生において「35人以下学級」の適応が行われています。しかし、沖縄県の財政状況ではこれ以上の推進は厳しいものがあります。

民主党を中心とする政権においても、予算配分を「コンクリートから人」との理念のもと、教育予算をGDP（国内総生産）の3.4%から5%に引き上げるマニフェストを示しています。

「教育は未来への先行投資」であり、子どもたちへの最善の教育環境を提供する必要があります。そのためにも学校現場における「30人以下学級」の実現は急がれる課題になっています。是非、教職員定数法の早期改正により、国の責任で「30人以下学級」の完全実現を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月26日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 沖縄及び北方対策担当大臣

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第8号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第8号 「30人以下学級完全実現」のための意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第8号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第8号 「30人以下学級完全実現」のための意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第8号 「30人以下学級完全実現」のための意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第20 全員発議により提出されました意見案第9号 沖縄における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

○ 1番(大城佐一) 意見案第9号 沖縄における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年9月26日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 大城佐一 前田 孝 新城一智 宮城辰徳 平良英勝 具志堅朝秀 安里重和 東 武久

賛成者 平良嗣男

提案理由 次世代育成や沖縄県の将来のために幼稚園・保育園・学童保育も含めた制度改革を求めるため。

沖縄における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書

内閣府では「幼保一体化」「幼保一元化」の論議がなされています。現在の幼稚園と保育園一体化して、新たに「子ども園」(仮称)を設立するものです。さらに文部科学省と厚生労働省に二元化されている保育行政を、「子ども家庭省」(仮称)を新設し、権限も交付金の流れも基本的には一元化するものとされています。

沖縄県の幼稚園教育は戦後特異な歴史を歩み、離島僻地を問わず各地域に公立幼稚園がつくられ、現在も幼稚園就園率は全国一のレベル(81%)であります。しかも、その80%以上が公立幼稚園であり、全て小学校と併設の形態で「幼小連携」がしっかりとされています。つまり、地域の幼稚園・小学校・中学校と一貫して地域密着型の教育がなされています。このことはフィンランドなどの北欧諸国の学校制度(プレススクール)とほぼ同様の形態をとっています。

内閣府の現時点の構想のように「幼保一体化」がすすめられると、沖縄県が戦後60年余り地域一体型の「幼小連携」の幼稚園教育が崩壊してしまう危険があります。同時に保育園不足からくる「待機児童」の増大、公設・公的助成5%以下の貧困な「学童保育」の実態、子ども家庭の貧困率の高さも相まって深刻な社会問題になっています。

去る2011年3月の定例沖縄県議会において、県教育長(当時)が「幼稚園・就学前教育の準義務教育化・無償化」を目指す答弁を行い、教育関係者や県民の間でも大きな評価と期待がもたれています。

幼稚園・就学前教育は教育の基礎であり、次世代育成や沖縄県の将来のために幼稚園・保育園・学童

保育も含めた制度改革が必要になっています。是非、沖縄振興計画の中で、「子ども支援」を中心にした振興計画をすすめ、幼稚園教育の準義務教育化制度設計を図り、下記事項について要請します。

記

- 1, 「子ども支援」を中心にした沖縄振興計画の策定をすすめること。
 - 2, 沖縄県の幼稚園教育の歴史と現状をふまえ、「幼小連携」を発展させる形ですすめること。
 - 3, 幼稚園教育の準義務教育化の制度設計を図ること。
 - 4, 幼稚園の授業料や給食費などの無償化の財源を国の交付金算定に求めること。
 - 5, 認可保育園を充実させ、地域の幼稚園・小学校とのネットワークをすすめること。
 - 6, 「学童保育」の公設化を図り、5歳児も一体になった「学童保育」をすすめること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月26日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 文部科学大臣 少子化担当大臣

以上でございます。どうか御審議よろしくお願いいたします。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第9号 沖縄における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第9号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第9号 沖縄における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第9号 沖縄における「就学前・幼稚園教育」の準義務教育化実現のための意見書は、原案のとおり可決されました。

-
- 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任された

いと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第6回大宜味村議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

(午後 4時21分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員